

平成26年第4回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 12月4日(木曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○一般質問	6
小林正明君	6
坂部敏夫君	13
柿沼英己君	15
細田芳雄君	20
○次会日程の報告	27
○散会の宣告	27
散 会 (午前10時58分)	27
第2日 12月5日(金曜日)	
○議事日程	29
○出席議員	30
○欠席議員	30
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	30
○職務のため出席した者の職氏名	30
開 議 (午前 9時00分)	31
○開議の宣告	31

○承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 1
○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 2
○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 3
○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4
○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 5
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 7
○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 9
○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 0
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 4
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 6
○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 7
○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 9
○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 4
○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 6
○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 7
○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 9
○議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 0
○議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 2
○諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 3
○次会日程の報告	6 4
○散会の宣告	6 5
散 会 （午前11時18分）	6 5

第 8 日 12月11日（木曜日）

○議事日程	6 7
○出席議員	6 7
○欠席議員	6 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 7
○職務のため出席した者の職氏名	6 8
開 議 （午前 9時00分）	6 9
○開議の宣告	6 9
○議員派遣の件	6 9
○閉会中の継続調査の申し出	6 9

○町長挨拶	6 9
○閉会の宣告	7 0
閉 会 （午前 9時07分）	7 1

平成26年第4回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年11月28日

千代田町長 大谷直之

1. 期 日 平成26年12月4日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	野 村 智 一 君	2 番	高 橋 祐 二 君
3 番	坂 部 敏 夫 君	4 番	襟 川 仁 志 君
5 番	金 子 孝 之 君	6 番	小 林 正 明 君
7 番	柿 沼 英 己 君	8 番	富 岡 芳 男 君
9 番	細 田 芳 雄 君	1 0 番	黒 澤 兵 司 君
1 1 番	青 木 國 生 君	1 2 番	福 田 正 司 君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成26年第4回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

平成26年12月4日（木）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	野村智一君	2番	高橋祐二君
3番	坂部敏夫君	4番	襟川仁志君
5番	金子孝之君	6番	小林正明君
7番	柿沼英己君	8番	富岡芳男君
9番	細田芳雄君	10番	黒澤兵司君
11番	青木國生君	12番	福田正司君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
副町長	吉永勉君
教育長	中山隆二君
総務課長	川島賢君
財務課長	椎名信也君
住民福祉課長	森茂人君
環境保健課長	坂本道夫君
経済課長	野村真澄君
建設水道課長	石橋俊昭君

会 兼 計 管 理 者
兼 会 計 課 長
教 育 委 員 会
事 務 局 長

加 藤 政 一 君
高 橋 充 幸 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長
書 記
書 記

宗 川 正 樹
小 林 さ や か
大 谷 英 希

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(福田正司君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第4回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長(福田正司君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の専決処分事項1件、協議3件、条例の制定2件、条例の改正5件、補正予算6件、工事請負契約の締結1件、諮問1件であります。

議員派遣につきましては、お手元に配付いたしました議員派遣結果報告書のとおり、2件の派遣を行いました。

続いて、例月出納検査結果報告については、平成26年度8月分、9月分が監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長(福田正司君) これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

2番 高 橋 議員

3番 坂 部 議員

以上、2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長(福田正司君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から11日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(福田正司君) ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から11日までの8日間と決定いたしました。

○一般質問

○議長（福田正司君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。なお、通告1番、小林議員、通告2番、坂部議員、通告3番、柿沼議員については一問一答方式で行い、通告4番、細田議員については一括質問方式で行います。

また、今会期中の町長発言については、自席による着座での発言を許可いたします。

最初に、6番、小林議員の登壇を許可いたします。

6番、小林議員。

[6番（小林正明君）登壇]

○6番（小林正明君） それでは、議長の許可を得ましたので、これより一般質問に入らせていただきます。6番、小林正明でございます。

人口減少問題の対応策についてお尋ねいたします。2つ目として、少子化・子育て支援策についてお尋ねいたします。3つ目、高齢者支援策についてお尋ねいたします。

人口減少や高齢化は、国が直面する重要な課題であります。今国会で成立した地方創生関連法案は、出産や子育てをしやすい環境を整え、また地方で魅力ある雇用の創出に取り組むことを基本理念としております。政府は、2015年度から5年間で実施する人口減少克服の具体策や、2020年時点の達成目標を定めた総合戦略を作成し、県と市町村には各地の事情に応じた地方版総合戦略をつくる努力義務を課しました。これらのことについての質問を、以下のようにさせていただきます。

まず、1つ目でございます。人口減少問題の対応策についてお尋ねいたします。県においては、最多の県人口のときは2004年でしたが203万人、現在になりますと198万人、これは約でございますが、5万人の減少となっております。そして、質問の1つ目です。人口減少問題の対応、そして町として組織設置等の考えがあるのかお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

日本における人口減少が急速に進んでいることは周知のとおりであります。その影響は、社会保障や経済成長、雇用、地方自治、ライフスタイルなど、あらゆる分野に大きな影響を与えてきております。このような中、国では9月3日に地方創生担当大臣を置くとともに、人口減少対策の司令塔となる「まち・ひと・しごと創生本部」を設置しました。群馬県におきましても、9月8日に「群馬の未来創生本部」を設置。知事が本部長となり、群馬ならではの新しい発想でこれまでの施策を総点検し、人口減少に対応する施策を再構築するための取り組みを進めております。

さて、千代田町における人口減少対策ですが、少子高齢化現象が進む中、以前より住宅対策や子育て対策、高齢者の生きがい対策に積極的に取り組んできたわけでありまして。現在進めておりますふれあいタウン商業地への商業施設誘致事業や新規工業団地事業、ふれあいタウン住宅地販売や舞木土地

区画整理事業などは、町外からの転入者を増加させるための主要事業であります。また、利根川新橋建設促進に向けた取り組みも、交通の利便性を図り、人口増を進めるための大きな役割を担っていると考えております。このようなことから、今後も事業推進に全力を尽くしますが、必要に応じて人口減少問題に対応するための検討プロジェクトチームの設置も考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（福田正司君） 6番、小林議員。

○6番（小林正明君） ありがとうございます。

1つ質問した中でお答えがなかったようですが、組織設置についてお考えというか、ありましたらお尋ねしたいのですが。例えば今回回答にもありましたが、県の未来創生本部を立ち上げた。これが1つであります。ただ、これは県でございまして、市町村の中で、例えば桐生市が人口対策室を立ち上げたと聞いております。そういったことで、町として人口減少に対する組織対応はどのようにするのかお尋ねしたいと思っております。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） 検討プロジェクトチームの設置を考えていきたいと思っております。

○議長（福田正司君） 6番、小林議員。

○6番（小林正明君） 次に、少子化・子育て支援策についてお尋ねいたします。

出生率の低下等いろいろな問題があるわけですが、町として、まずは現在の支援策としてはどのようなことをやっているのかお尋ねしたいと思っております。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

少子化の進行に伴う子育て支援策でございますが、本町におきましては、千代田町次世代育成支援行動計画を策定し、保健、医療、福祉、教育、住環境など各分野における総合的な子育て支援策に取り組んでおります。また、子育て支援策は、国の権限移譲などにより、町の責務が問われることとなりますが、本町におきましては、子育て支援策の中心的な事業となる施設型サービスについて、小学校区ごとに公立幼稚園、保育園を各2園、公設の児童館、学童保育所も各2カ所設置し、近隣市町では珍しく全て町運営となっております。今後におきましても、少子化の進行を抑えつつ、子育てを地域で育むまちを目指して、子育て支援策の展開を推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（福田正司君） 小林議員。

○6番（小林正明君） ありがとうございます。

先ほどと少し内容的にかぶるところがあるのですが、ご了解いただきたいと思っております。民間団体の日本創成会議が2040年に160万人余りになると推計した県人口の急激な減少を食い止めるための施策として、県としては群馬の未来創生本部を立ち上げた。これは本部長が大澤正明知事となっておりますよ

うであります、その中で3つテーマがございます。1つが「移住促進」、2つ目が「若年女性の雇用創出」、3つ目が「家族の理想実現」という3つの切り口で具体的なビジョンを盛り込むとあります。町としまして、これらはまだ実際の具体的な内容がまとまっておりませんが、今後の展開として、千代田町においては職員数も少なく、なかなか組織上の対応が難しいと思いますけれども、これらを一先取りする形で、いろんな意味の準備を図らなければならないと思う次第であります。そして、それらに関しまして、少子化対策係の設置など、今後の少子化対策についての支援策の考えについてお尋ねいたします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

県内では前橋市などの7つの市町村で本年度新たに人口減少問題に専門的に取り組む組織を立ち上げたり、設置の具体的な検討に入ったという報道がありました。今後近隣自治体においても具体的な検討に入ることと思われませんが、人口減少や少子化の専門の係を設置するということにつきましては、本町は職員が少なく、現状では難しいと考えております。このため、もし設置するのであれば、プロジェクトチームを設置する方向で検討せざるを得ないと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 小林議員。

○6番（小林正明君） なかなか人口減少対策というのは、言葉で言うのは簡単なものですが、では現実どのような策をやったらいいのか、日本国民が皆頭を悩ますところであります。ちなみに、太田市などでは結婚すれば5万円、これは町イベント、いわゆる飲み会といいますが、「おおたdeマチノミ」とか、それからそれぞれの自治体でもそうでしょうけれども、結婚を推奨する、まとめる方の育成とか、いろいろ考えております。それから、住宅支援で、新婚家庭に例えば家賃を少し補助するとか、住宅を求める人たちに対して限度額を決めて住宅補助をするとか、定住させるための方策をしっかりと考える必要があると思うのです。そういったことで、千代田町としてこれからこんなことを考えたいな、プロジェクトチームを立ち上げるというのはもちろん結構ですが、何か骨子として今考えることがありましたら答弁をお願いしたいと思います。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） その点につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（福田正司君） 川島総務課長。

○総務課長（川島 賢君） ご質問にお答えいたします。

確かに人口減少対策、手っ取り早いのは、ほかの地域から新しい住民を連れてくるというのが、これは一番手っ取り早いわけでありまして。なかなか出生率を上げていくということは、個人個人の物の考え方とかライフスタイルありますので、右向け右というわけにはいかないわけがございます。よって、ほかの地域の人たちを千代田町に連れてくる、住んでいただくと、住みよいまちづくりをすると

というのが基本でございます。しかしながら、そういったことはどこの自治体でもやはり考えていることでありまして、だからといって安易にお金を補助するだけで果たしてそこに定住していくかというのは非常に難しい問題であろうと思います。ですから、子育てから高齢者対策まで幅広い中で充実したまちづくりを考えて実施していくことが、長期的には人口が増えていく一番の要因かと思います。

今、町長のほうも、工業団地あるいは商業地域、住宅団地、いろいろそういった事業を進める中で、更に少子化や高齢化の対応策も検討しております。今後プロジェクトチームの設置も考えているということですので、そういった中で千代田町は千代田町なりのいい方策を考えて、ぜひ人口増ができるような対応を図っていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（福田正司君） 小林議員。

○6番（小林正明君） 支援策の一つとして、ともに手当を増やすとかになりますと、もちろん原資がかかるわけです。ただ、それをしなければ現状から脱皮できないというのも現状かと思っておりますので、プロジェクトチームの中でよくよくこれから英知を絞って考えていただければと思っておりますので、お願いしたいと思います。

それらに関して、こちらとしては最後の質問をさせていただきますが、第3子からの、例えば給食費の無料、生活困窮者のことに関しても含めてそうなのですが、子育て支援の家庭に対する費用軽減ということも大事かと思っております。あるいは第3子以降の保育料の無料化を検討するとか、理想的言い方ですが、転入者数が転出者数を上回るような社会増が期待できるような何か策が必要かと思っておりますが、お考えありましたらご答弁お願いしたいと思います。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） その点につきましては、庁内調整会議で十分協議し、検討させていただきますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（福田正司君） 小林議員。

○6番（小林正明君） ありがとうございました。

それでは、テーマとしては3つ目の質問に入らせていただきます。高齢者支援対策についてお尋ねいたします。現在の高齢者支援対策の内容ですね、このようなことをやっていますということの策をお尋ねいたします。

そして、地域包括ケアシステム、これについて千代田町としての現在の対応をお尋ねいたします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

高齢者支援策についてであります。高齢化が進行する中、本町におきましても、健康づくりや地域活動として老人クラブ、ふれあい・いきいきサロンの支援や高齢者教室など、予防事業として各種検診や保健指導、介護予防事業など、また社会保障制度である介護保険の運営など、さまざまな事業を展開しております。

しかし、今後、団塊の世代が75歳以上になる2025年には国民の5.5人に1人が高齢者になり、これまで以上に医療や介護の需要が高くなるとされています。国におきましては、介護が必要となった高齢者も住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

本町におきましても、住民福祉課内に地域包括支援センターを配置し、相談事業、介護予防事業などのほか、保健センターや介護保険施設、地域医療機関などの関係機関と連携体制を強化しつつ、本町における地域ケアシステムの構築を目指し、事業の推進を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福田正司君） 小林議員。

○6番（小林正明君） ありがとうございます。まさしく回答のとおり、おっしゃるとおりであると思っています。

日本人の平均寿命は、男性80歳、女性87歳と非常に高い水準、たしか世界1位か世界2位になっているかと思います。一方、少子化と核家族化の進展もあって、人口全体の中で高齢者が占める割合の上昇というのは、ひとり暮らしや高齢者夫婦だけでなく、そういった世帯の激増が想定されているわけであります。つまり独居老人や老老介護が増え、なかなか豊かな老後が成り立ちにくくなっています。また、病院の問題もあります。これは地域中核病院、そしてかかりつけ医、訪問看護師や在宅者向けの介護福祉施設、老人ホームなど入居型の介護施設、そして先ほど答弁の中にありましたが、生活支援を地域で担う老人クラブ、自治会、ボランティア団体、そういった地域団体で、地域単位で連携しながら活動していくものと解釈しておるわけです。これから町として、そういった内容をよく考えながら、地域包括ケアシステムという考え方をもっと充実させていくように、そのように期待する次第であります。

また、県は「ぐんま元気・活躍高齢者プラン」、これをつくり、元気な高齢者の活躍を後押ししているとも聞いております。こういったことで、高齢者が元気に高齢者を面倒見ることができると思いますか、そういった考え方、いわゆる元気な高齢者を対象に技能講習や就労支援、ボランティア活動などの講習会に取り組む、そういったお考えがあるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） その点につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） 質問にお答えします。

高齢者の参加ということでございますが、町では高齢者向けのいろいろな事業を行っております。例えば教育委員会が行っています高齢者教室、これは年6回にわたって行っておりますし、また高齢者の参加をする事業としまして、最近でございますけれども、ボランティアということをやっております。それと、社協のほうでも老人クラブ活動、それにグラウンドゴルフ大会やスポーツ大会、そ

ういう参加の機会も増やしてございますし、介護予防サポーター、そういうもの、それに介護予防事業は特に多くあるのですけれども、サービスセンター、それと健康づくりセミナーなど、そういうものも開催をしております。

シルバー人材センターのほうも随分と事業を増やしておるようでございますし、今後、町長が先ほどおっしゃいましたが、2025年には75歳の人口が非常に増えてまいります。そういう中で、高齢者の方々にも事業に参加をしていただくという機会を伸ばしていくということが必要だと考えております。特に介護支援ボランティア制度というのを創設いたしまして、これなども高齢者の社会参加によって、先ほど老老介護というお話もありましたが、元気な高齢者の方に介護事業にも参加していただく、そのような取り組みも始めております。

以上でございます。

○議長（福田正司君） 小林議員。

○6番（小林正明君） 後で介護支援ボランティア制度についてはまたお尋ねしようと思っておりましたが、今少し回答がありましたので、ちょっと内容的にまたかぶるところが出てくるかもしれませんが、ご了解ください。

高齢者支援ということでは、非常にやはり時間、手間、そして多様化されている生活環境の中で非常に難しいところがたくさんあるように思います。それに関しまして、太田市では太田地域包括支援センターを市役所内に、15人態勢で今運営されているそうですが、今後団塊世代がどんどん高齢化になってまいります。言うなれば老人人口が急激に増えるということになるわけでありまして。高齢者が高齢者を面倒見るといのは大変なことですが、健康老人であればそれが可能であると。そして、それに関する質問をさせていただきますが、町として考える健康寿命についてお尋ねいたします。先ほど少し申し上げましたが、平均寿命も非常に世界的にも本当に延びております。男性80歳、女性87歳。こういった人たちが少しでも介護にならないように、健康で長く生活ができるように望むものであります。町として健康寿命の考え方についてお尋ねしたいと思っております。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

健康寿命につきましては、一つの指標であり、日常生活に制限のない期間とされ、実際の寿命とは別に、人が人生において寝たきりなどにならず健康な生活を営んでいた期間であると認識しております。健康寿命の延伸は、国の施策であります「健康日本21」の中心課題の一つとされています。高齢化が進む中、我が国は長寿国として知られておりますが、健康寿命を延ばすことにより、人生の長い期間を幸せに過ごすことができます。健康寿命と実際の寿命の期間の差が長い場合、病気の治療や介護状態となる期間も長くなり、医療費や健康保険、介護保険などの社会保障制度の大きな負担となっていくと見られます。本町といたしましても、今後もさまざまな健康づくり事業や介護予防事業を展開し、多くの町民の方々が参加されることにより、健康寿命の延伸を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 小林議員。

○6番（小林正明君） どうもありがとうございました。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。先ほども少し断片的に申し上げましたが、広がる高齢者ボランティアということでもあります。ボランティアをした高齢者がポイントを受け取り、現金や商品券などに交換できる介護支援ボランティア制度というのが立ち上がりつつあります。本町においても検討に入ったと聞いております。前橋、桐生、館林の3市に加え、千代田町が8月から、伊勢崎市は10月から取り組むと。高齢化や人口減少が進む中、高齢者の社会参加を促すことで介護予防や地域活性化につなげるのが狙い。全くそのとおりに私も思うわけでございます。ただ、私自身も地元といいますか、町が推奨する協働のまちづくりということでボランティア等にも参加させていただいています。ただ、ボランティアといっても、全く無償といいますか、花いっぱい運動であれば花をいただいたりするわけですが、いずれにしても多少の実費はかかりますので、そういったことで、こういったポイント制度、ちなみに前橋、桐生、館林、千代田の4市町村は1時間1ポイントで100円に換算し、年間の上限を5,000円に設定しているとあります。もちろんこれは財源はかかるわけですが、最低限これくらいの金額、本当に最少限度だと思いますが、そういったことが大事かと思えます。やはり人間動く上では、車に乗れば燃料代もかかります。おなかすけば食べることも必要です。ただ、食べる、飲むということに関しては、日常の生活においてもこれは必要なことですから、必ずしもそれに対しての要望はいたしません。もっともっと元気な高齢者をつくと同時に、元気な高齢者が社会貢献、こういった介護ができるような高齢者ボランティアをもっと、協力といいますか、本当に高齢化社会の中で元気老人をつくる、これと並行して考えていっていただきたいと思えます。そういったことで、改めて申し上げます。介護支援ボランティア制度の取り組みについてお尋ねいたします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

介護支援ボランティア制度につきましては、介護保険制度の地域支援事業に位置づけられ、群馬県独自事業として「群馬はばたけポイント」制度を実施しております。町ではこの事業を活用し、平成26年8月から千代田町介護支援ボランティア事業を開始しております。この事業は、高齢者の社会参加、社会貢献活動を通じ、高齢者の介護予防と生きがいづくりを促進するとともに、高齢者自身が地域を支える人材として活躍することができる地域社会づくりを推進することを目的としています。

事業内容であります。ボランティア登録者が介護予防に資する活動等を行った場合、ポイントがつき、交付金を受け取ることができます。ボランティア登録者数は現在34名となっております。その活動内容であります。各地区の公民館や集会所を拠点とした体操教室の開催、運営に対し、ポイントを付加しております。

今後におきましては、ひとり暮らし高齢者等に対する支援など支援体制の拡充を進めつつ、制度の

周知徹底を推進し、高齢者ボランティア登録者の増加を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 小林議員。

○6番（小林正明君） ご答弁ありがとうございます。

高齢者社会を迎えて、また人口減少社会を迎える中で、町として、あるいは議員として何をすべきなのか、日々の中で毎回私も考えておるわけなのですが、これといった全ての解決策というのはなかなかないように思います。ただ、町行政側と議員も含めて、町民の皆さんの意見をよく聞きながら、そして世の中の現状、実情をよく把握していけば、小さな町だからこそできる方策、施策が僕はあるように思いますので、今後私たちも行政側に対していろんな提案をさせていただきますので、前向きな検討、そして少ない職員数の中で何か、だからこそできるものを立ち上げていきたい、そのように要望することで質問を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（福田正司君） 以上で、6番、小林議員の一般質問を終わります。

続いて、3番、坂部議員の登壇を許可いたします。

3番、坂部議員。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 3番、坂部敏夫です。通告に従いまして質問させていただきます。

交通インフラの乏しい当町における社会資本の整備、これは目下、道路整備、これに尽きると私は考えております。つきましては、都市計画道路と基幹道路、この整備についてご回答をお願いしたいと思います。

建設水道課長が考える整備計画、これはどういうものがあるのか。そして、タイトルだけの質問でどれだけのご理解と認識をいただいているか。細かいことは、1つ何々、2つ何々という形の質問はいたしません。ここに通告した1番、都市計画道路及び近隣市町と関係する基幹道路計画について、思いのたけを全て一発回答で答えていただければありがたいと思っています。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（福田正司君） 石橋建設水道課長。

○建設水道課長（石橋俊昭君） それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

都市計画道路につきましては、平成12年4月におおむね20年後の平成32年を見据えて6路線、約10キロメートルが都市計画決定されております。現在整備を進めております赤岩新福寺線につきましては、平成23年度から平成27年度の5カ年計画で事業認可を取得し、社会資本整備総合交付金事業の採択を受け、用地買収や建物補償等に着手しております。しかしながら、国において、東日本大震災の復興支援が第一優先でありますので、国庫補助金が要望額に対し、ここ3年間においては毎年半分程度となっておりますことや、用地交渉の難航による遅れが生じております。よって、現段階では二、三年程度の遅れが想定されますので、道路築造工事の着手につきましては、用地買収及び建物補償等の

ご協力をいただいた後、平成30年度工事着手、完成を目指し、供用開始については平成31年6月ごろを目標に、西側の主要地方道足利千代田線、それと東側、県道赤岩足利線への接続を同時に行うことで取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それと、都市計画道路赤岩新福寺線の県道赤岩足利線との接続部分から東側、幹線町道27号線、広域農道でございますが、これへの接続につきましては、6月議会において襟川議員のご質問にもお答えさせていただきまして、町の都市計画マスタープランにおいて、地域交流軸として整備計画が位置づけてございます。現段階では明確なルートが決まっておりますが、都市計画道路赤岩新福寺線の整備後、明和町との連携のもと、国庫補助金を活用し、継続して進めていければと考えております。従いまして、現段階では平成31年度を目標に事業着手できるよう準備を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

完成目標につきましては、現在明確なルートが決まっておりますので、用地買収費や物件補償費並びに道路築造費の概算額が算出できておりませんので、明確にお答えはできませんが、着手からおおむね5年程度で完了できることが理想かと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、近隣の駅だとか高速道路、インターチェンジ等と連携する道路計画でございますが、近隣の鉄道駅と連携する道路につきましては、大泉方面が都市計画道路赤岩新福寺線と連絡する大泉町都市計画道路谷向線及び吉田小泉線を経由し、東武小泉線東小泉駅へのルートが計画されております。館林方面につきましては、広域連携軸として位置づけてございます主要地方道熊谷館林線とサントリート北側、幹線町道25号線から県道古戸館林線の2路線と連携する館林市都市計画道路西部二号線及び駅西通り線を経由し、東武伊勢崎線館林駅西口へのルートが計画されております。

また、明和方面は、広域連携軸として位置づけてございます主要地方道足利千代田線から県道上中森川俣停車場線と連絡する国道122号バイパス及び県道矢島大泉線を経由し、東武伊勢崎線川俣駅へのルートが計画されております。また、地域交流軸として位置づけてございます幹線町道27号線、広域農道でございますが、これから明和町で新設計画されております工業団地線及び県道矢島大泉線を経由し、東武伊勢崎線川俣駅へのルートが計画されております。

更に、広域的な連携を図る（仮称）両毛中央幹線につきましては、利根川新橋の渡河橋を含め、平成25年4月改定の「はばたけ群馬・県土整備プラン」に平成34年までに着手予定の事業として盛り込まれておりますことは、大きな期待が持てるところでございます。

次に、高速道路インターチェンジと連携する道路につきましては、広域連携軸として位置づけてございます主要地方道熊谷館林線、それから主要地方道足利千代田線、主要地方道足利邑楽行田線や、地域交流軸として位置づけてございます都市計画道路邑楽千代田線、赤岩新福寺線、幹線町道27号線から国道の354号線バイパス、東毛広域幹線道路でございますが、それと国道122号線バイパスを経由し、東北自動車道館林インターチェンジや北関東自動車道太田桐生インターチェンジへ連絡するルートが計画されております。

これら都市計画マスタープランに広域連携軸及び地域交流軸として位置づけられております町内の各幹線道路につきまして、広域的な交流、連携を強化し、都市の発展や地域振興を支援する道路網の構築を図るため、国において緊急課題となっております急激な人口減対策や防災・減災対策を念頭に、コンパクト・プラス・ネットワークを目指し、引き続き整備促進を図ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、公表の件につきましては、広域的な一枚の図面になった道路網等はありませんが、町の都市計画マスタープランにつきましては公表されておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（福田正司君） 坂部議員。

○3番（坂部敏夫君） 東西南北に走る道路、その辺をオーソライズされた計画の発表、本当にありがとうございました。課題が的確に認識されているということで安心をしているところでございます。将来の完成された市街化の風景ですね、こういうのが、課長の発表を聞きながら、まぶたに浮かんできている思いがしております。

私の質問は以上です。つきましては町長、なお一層のご指導とフォローをお願いします。

以上、終わります。

○議長（福田正司君） 以上で、3番、坂部議員の一般質問を終わります。

続いて、7番、柿沼議員の登壇を許可いたします。

7番、柿沼議員。

[7番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） 7番、柿沼英己です。議長の許可を得ましたので、一般質問したいと思います。

まず1番目が、企業誘致を実現し雇用の促進ということで質問させていただきます。長い間、日本は、デフレ経済ということで不況に苦しみ、円高による海外の企業、製造業の移転、製造業の空洞化がありました。ここ2年、雇用が100万人雇用増、高卒の就職率が改善していると。最近は円安ということで、輸出企業が空前の利益を出しているということで、上場企業の株価が2倍、1万7,000円台、また円安119円台ということで、大企業や都市部を中心に景気回復の波が訪れておりますが、地方は景気回復がまだまだということであります。そういった意味で、地方創生、地方が元気になる、そういった方策が必要であります。

そんな中で、今回一般質問させていただきます。まず1点目は、その企業誘致による仕事、あるいは税金、そういった面ですよね、人口増。2番目は地場産業、農業や中小企業の振興、これは2番目の質問にさせていただきます。

まず、前回9月定例会のときに細田議員、黒澤議員、坂部議員から工業団地の質問等がございました。そんな中で企業立地の活動、これが何か消極的な活動というような受けとめ方をしました。そん

な中で経済産業省が「企業立地に頑張る市町村事例集」、こういったものを作成しております。全国20の例ということで、成功した事例集というのがあります。企業立地に成功した自治体ですね、そういったすぐれた結果を残した自治体の成功例を経済産業省がまとめて、こういったことでやれば成功するのではないかとということで、企業立地の推進手引書として作成したものであります。そういったことを参考にしながら、他の自治体等を比較しながら、今後どう千代田町が活動していけばいいのかということも議論したいと思えます。

例えば北海道の白老町、いろんなところがあるのですが、大体平均ですね、職員も含めた企業訪問、大体100から150、それぐらい活動しないと企業誘致に成功しないというようなことであります。足利の例を例えば発表しますと、2つの工業団地を造成して、23社を誘致して3年で完売したということで、やっぱりそれには市長を初めとして全職員が営業マンとして企業誘致を成功させたということであります。職員あるいは議員とか、いろいろな方々の、例えば親族が勤めているとか、あるいは知っているとか、そういったことで1万社をリストアップして、それで営業活動をしていったというようなお話を聞いております。また、窓口も一本化、企業誘致課ではないですけども、一本化してやっていったと。また、手厚い税制面の優遇措置ですか、そういったいろんな意味でやっていったと。そういった成功事例が近隣でも実際、経済産業省の事例集に入っていました。

平均どういったことをやっているかということ、誘致活動の内容ですね、PRのパフレットをつくったり、企業へのDM発送、あるいは知っている人へのDM発送、自治体みずからホームページによる発信、あるいは首長、あるいは職員による誘致交渉、また県の企業局からの指導助言、紹介、金融機関等からの紹介、当然税制面の優遇措置の、そういったトータルという戦略をして成功していったということで、非常にこれから千代田町が企業誘致をしていく意味で、全職員が情報の共有化してやっているという事例集を見ましたので、ぜひ職員の皆様もこれを参考にさせていただいて取り組んでいただければというふうに思いますが、まず、足利もそうなのですけども、方針が決まらないとだめだと思っております。そういった意味で、誘致活動の方針、これをどう考えるか、1点目の質問にいたします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

群馬県ではオール群馬として企業誘致に取り組んでいくことを目的に、群馬県バックアップ機能誘致協議会を平成23年11月に設立いたしました。これは東日本大震災を契機に、特に首都直下型地震に備えた首都機能の分散化やバックアップ機能の構築など、災害時のリスク対策が大きな課題となったことから、本県では東京からの地理的条件や自然災害が比較的少ないこと、関越、上信越、東北自動車道に加え、北関東自動車道の全面開通により、県内交通網の利便性が向上し、全国に迅速なアクセスが可能な場所となった優位性を生かして、県内全ての市町村や経済団体等、官民一体となって誘致活動を推進することを目的に設置されたものでございます。本町の新規工業団地候補地についても、

県産業政策課企業誘致推進本部が設定した県内10カ所約178ヘクタールの候補地の中の一つとして選定されております。

企業誘致につきましては、今後も継続して県産業政策課や県企業局へのお願いに加え、私の人脈を通じてお願いしてまいります。また、町独自の誘致活動としては、経済情勢を見るとぜいたくなお話はできませんが、希望としては製造業で食品関連や医薬品関連の企業様を誘致できれば何よりかと考えております。これは食べ物や医薬品関連は人がいる限り安定した業種であることと、比較的雇用が多い企業であることが魅力であることが理由であります。そこで、10月以降、食品関連及び医薬品関連の企業様98社に対し、新規工業団地のご案内資料を送付させていただきました。また、工業団地誘致検討プロジェクトのメンバーにより、埼玉県内の関越道沿線及び栃木県内の東北道沿線の企業様22社を訪問させていただきました。残念ながら今のところよい回答はいただいておりませんが、引き続き本社訪問をさせていただき、誘致活動を行ってまいりたいと考えております。また、状況を見ながら、他の業種の企業様も視野に誘致活動を行ってまいりたいと考えております。

柿沼議員の言われる足利市の例について、本町の場合、新規工業団地の事業化が確定していないため実行が難しいものでございますが、取り入れられるものについては参考とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（福田正司君） 柿沼議員。

○7番（柿沼英己君） 10月以降、精力的な活動が始まったということで、大変頼もしいと思います。

確認なのですが、どういった活動の内容をやっていくのか、もう一度確認したいと思います。お願いします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） その点につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（福田正司君） 石橋建設水道課長。

○建設水道課長（石橋俊昭君） ご質問にお答えいたします。

具体的でございますが、まず業績のいいような今町長の申された食品関連、あと医薬品関連、その他の企業も含めてでございますが、業績のよさそうなところをリストアップさせていただきまして、今のところは柿沼議員のおっしゃられる窓口の一本化というか、専属の人間がおりませんので、当面は工業団地誘致検討プロジェクトのメンバーによって、そういったリストアップした企業、本社訪問等を行っていければと考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 柿沼議員。

○7番（柿沼英己君） 1点目は、以上で終わります。

2点目、農産物の6次産業化への取り組みということで、これはやっぱり地方が元気になる一つの

方法だと思えます。国のほうも6次産業化ということで推進しております。群馬県にも6次産業化サポートセンターということで、今日なのですけれども、実は太田の合同庁舎で、関心のある方は来てくださいということでセミナーが行われるということで、担当課長がぜひこれは行きたいと言っていますので、今後これを進める上でしっかりと行っていただければというふうに思います。

まず1点目として、地産地消への取り組みということで、生産者あるいは消費者、まずメリットはどんなものか、確認の意味で質問したいと思えます。お願いします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

地元生産、地元消費につきましては、第五次総合計画において、地産地消を推進することになっており、現在給食センターにおいて、町内の農家が生産した野菜を定期的に納品していただいております。

地産地消のメリットでございますが、消費者側からすると、生産地が近く、その生産地でつくられる食材をすぐに購入すれば、とれたてで新鮮な食材が比較的安く手に入ることと、農家の名前が入った食材や顔写真とコメントが掲載されている食材なども販売されているように、生産者の顔が見えることで消費者への安心感が得られるということもあります。一方、生産者側のメリットとしては、消費者に食材を買っていただくことで、市場へ出すよりも販売の実感が得られますので、生産者の意欲が高まり、あわせて収入増加もつな갑니다。その結果、地域の農業も元気になり、地域が活性化すると考えております。更に、地元で消費するということは、食材の輸送距離が短くなるので、輸送に伴うCO₂の排出が少なくなるなど、環境への負荷が小さくなるというメリットも出てくると考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 柿沼議員。

○7番（柿沼英己君） 6次産業化を進めるに当たって、農業者、あるいは加工業者というのですか、あるいは流通業者、農協や商工会、そういったことで農工商連携というのですか、そういった連携による新たな特産品と申しますか、コラボレーションということで進めておるわけでありまして。例えば沼田市では、ホームページを開きますと、ぜひ6次産業化を進めてくださいというような啓発のホームページがありまして、クリックしますと、農水省のホームページに行って、そこから成功の事例集というのですか、そういったことが見られるということで、行政というのはやっぱりこういったことが必要かなというふうに思いました。

例えば足利市の例を見ますと、ビール麦というのを、あと焙煎技術を持つ加工業者がありまして、そういったことで「焙煎麦めし」というような商品を出しているということで、そういったことで、農業者が加工まで乗り出して、そういったことをやる場所もあるのですけれども、いろいろそういう業者とコラボして連携していくといういろんなやり方があります。いずれにしても、そういうこと

によって地域が元気になるというようなことなのかなと思うのですけれども、そういった農業者、あるいはそういった食品加工メーカーとの連携支援、こういった考え方についてどう考えるのかお聞きします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

連携支援につきましては、企業と農家、そして企業との橋渡し役となるべき県の指導機関と、市町、J A、商工会で組織する邑楽館林農商工連携会議を立ち上げまして、農業者だけ、あるいは商工業等を営む中小企業だけでは開発、生産することが難しかった商品やサービスを、両者が協力し合うことでつくり出し、市場で販売していくことで売り上げや利益の増加を目指そうと取り組んでおります。現在生産量本州一のニガウリを使った乾燥野菜やゴーヤ塩の生産のほか、ドライ野菜、果実を使った料理や加工品の試作についても依頼し、取り組んでおります。

以上です。

○議長（福田正司君） 柿沼議員。

○7番（柿沼英己君） そういった事例が出てきているという話であります。邑楽館林地区はさまざまな食品産業が集積しているということで、6次産業化、こういったようなことで、そういった企業と連携できないのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

管内には幾つかの食品メーカーがありますが、食品メーカーとして採択する事業は、メーカー側と農家とで生産契約をして供給するか、もしくは農家側から農産物の加工を委託するというケースが考えられます。6次産業化では、その地域の特産物を使っているケースがほとんどですが、千代田町での主な生産物は米と麦、野菜では白菜とゴーヤを生産しております。いずれにしましても、相当の生産量を確保する必要があり、現状ではその農産物の生産量を確保できるまでの農産物がありませんので、高付加価値の新商品開発、新サービスの提供による新たな市場の創出を目指すには、農業と小回りのきく中小企業のそれぞれの経営資源を活用した連携も必要と考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） 柿沼議員。

○7番（柿沼英己君） 最後に、6次産業化によって雇用と所得を確保して、農業、農村の所得増加を図って、若者あるいは定住できる社会を構築するというところで、そういった地域資源の活用ということで、今日、6次産業化サポートセンターのセミナーがあるということなのですけれども、そういった意味を含めて、農業、農村の所得増加について、最後にどう考えるかお聞きします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、今年の米の価格は大変厳しいものとなり、米麦だけによる農家は、面的集約による効率化だけでは農業経営を継続することは大変なことであります。6次産業化による農業者のメリットは、委託加工や契約栽培と異なり、生産、加工、販売の全てを自前で行うことによる所得の増加や雇用の確保が期待できる場所でもあります。6次産業化を成功させるには、農業者自身がしっかりとした自覚を持ち、いろいろなハードルを乗り越えなくてはなりません。その先には所得増加、更には雇用の確保が得られ、ひいては町の農業、そして地域全体が活性化できるよう、先ほど話に出ましたサポートセンターや邑楽館林農商工連携会議により、6次産業化のための支援を今後も進めてまいります。

以上です。

○議長（福田正司君） 柿沼議員。

○7番（柿沼英己君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（福田正司君） 以上で、7番、柿沼議員の一般質問を終わります。

ただいまから10時20分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時09分）

再 開 （午前10時24分）

○議長（福田正司君） 休憩を閉じて再開をいたします。

続いて、9番、細田議員の登壇を許可いたします。

9番、細田議員。

[9番（細田芳雄君）登壇]

○9番（細田芳雄君） 議席番号9番、細田芳雄でございます。議長の許可を得ましたので、ただいまより一般質問を行います。

これから質問することについて、前者の質問者で非常に鋭い良い質問があるので、私の質問が答えとしてかぶるようであったらば、それは前者の答えと同じですというような答弁で結構でございますので、質問させていただきます。

9月定例議会において、新規工業団地計画の事業進捗状況について質問いたしましたが、その後の展開状況を伺いたいと思います。

また、あらかじめ町長初め、副町長、また執行部でここへ出席しておられる課長さん方々によく認識していただきたいということがありますので、認識していただきたいと思います。

というのは、新規工業団地の予定されている場所の地権者、またその耕作者、その人たちの中に高齢で農業を営んでいるという方が多く見受けられます。その人たちの農業政策は、きっと若い人たちが考え、今言う若い人たちというのは、40代、50代の人たちが考えるより時間的に経過時間がきっとかなり違う意味を持つのだと私は思っております。というのは、これから先、2年3年というのは、

30代、40代であれば、2年3年先は現役でやっているのが普通です。ただ、70を過ぎて80近くなればどうなのだろうなということを考えながら、これからの事業を進めていただきたい、そんなように思っております。

事業計画は2年余り延期になりましたが、下中に住んでいると、そのような今言ったような高齢者が農業をやっているというのが、ひしひしと感じております。町の責任ではありませんが、先ほど町長も米価の価格について、値下がりしたと言っておりますが、今年は大変値下がりして、また来年はもっと下がるでしょうというようなうわさが出ております。そんな中で、農業をやっている高齢者が少しでもその意欲をそがれないように、希望の光とでも申しましょうか、工業団地が来るのなら、1町ある中の1反か2反、工業団地にかかるらしいけれども、それを町のほうに利用していただいて、私たちは幾らか少なくなるけれども、それで一生懸命やろうというようなことをよく認識していただきたいと思います。

そこで、質問です。今年9月、新規工業団地に関する地元説明会を行ったとき、町長は体調不良のため出席できませんでした。これは体調不良であるから、私もこれから先、町長がこの工業団地を進めるに当たって、体調のほうは考えず出てくれとも言うことはできませんが、町長は出席しなかった中で、地権者からの質問、また意見の中に、これから先の誘致活動報告を随時していただきたいというような意見がありました。例えば6カ月も1年近くもたってしまうから説明会を開いて、また少し延びてしまうかもしれないというような答えを出されるのはきっと心配だから随時、二、三カ月ごとにしてくれというような意味で私はそのときに聞いておりましたけれども、そういう予定はどのぐらいで説明会を開きたいと思っているのでしょうか。それが1つ目です。

それから、計画予定地の拡大または変更はないでしょうかと、あのときもそのような意見も出ておりました。だから、それについても一度伺いたいと思います。

3番目としまして、2年余り計画が先送りになりましたが、少しでも早くするようなわけにはいかないのでしょうかというような意見も出ていましたから、その辺ももう一回ご回答をお願いします。

それから、計画が2年先送りになると町長は言っておりますけれども、2年先になると、町長の任期が実は終わってしまうのですけれども、そのあたりのこと、終わってもう一度あそこが達成できるまで町長としてやりたいという意味なのか、その辺についてをお答えいただきたいと思います。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

今年9月に開催させていただきました第2回地元説明会に、腰の状態が思わしくなくなり、急遽欠席となってしまったことについて、大変申しわけなく思っております。

地元説明会において、地権者、耕作者様からご要望いただきましたことも踏まえ、半年に1回は地元説明会を開催させていただき、進捗状況等お知らせさせていただきたいと思います。また、何らかの動きがあった場合については、その都度開催させていただきたいと思いますので、よろしくお願

いたします。

計画予定地の拡大変更はないのですかとこの質問につきましては、8月に開催させていただきました議会全員協議会や、9月に開催させていただきました地元説明会においてご説明させていただきましたとおり、現候補地については、工業用地として適切な規模が確保できる幾つかの候補地の中から、立地の優位性、周辺農地の基盤整備状況や、地権者、耕作者様へのアンケート調査と地元説明会により得られた高い賛同を受け選定した候補地であることから、当初の最短スケジュールに対し約2年は遅れが生じてしまうことにつきましては誠に申しわけなく思っておりますが、引き続き現候補地での事業化に向け取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

2年先送りになったが、少し早くならないかとのご質問ですが、議会全員協議会や地元説明会でご説明させていただきましたとおり、県の都市計画区域第7回定期見直しによる決定告示については、平成27年の夏ごろを予定しております。現地候補については一般保留案件、これは定期見直し以降に区域が確定した段階で再度農林調整を行い、市街化区域への編入を行うことになっておりますので、関東農政局との協議が平成27年の夏ごろ以降でないと行えませんが、地権者、耕作者様の100%の同意と進出企業の確定を優先させ、県企業局の事業化が確実になった段階で即時編入を目指し、できる限り早期の事業化に向け取り組んでまいります。年単位での短縮は難しいと思いますが、何カ月かは短縮するよう鋭意努力いたしますので、ご理解をいただきたいと思っております。

職種を絞って企業に打診すると答弁がありましたが、メリットはありますかとのご質問ですが、新規工業団地への誘致企業については、経済情勢を見るとぜいたくなお話はできませんが、希望としては製造業で食品関連や医薬品関連の企業様を誘致できれば何よりと考えております。これは食べ物や医薬品関連は人がいる限り安定した職種であることと、雇用が多い企業であることがメリットと考えております。10月以降の動きといたしましては、食品関連及び医薬品関連の企業様98社に対し、新規工業団地のご案内資料を送付させていただきました。また、工業団地誘致検討プロジェクトのメンバーにより、埼玉県内の関越道沿線及び栃木県内の東北道沿線の企業様22社を訪問させていただきました。残念ながら今のところよい回答はいただいておりますが、引き続き本社訪問をさせていただき、誘致活動を行ってまいりたいと考えております。また、状況を見ながら、他の業種の企業様も視野に誘致活動を行ってまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

2年先になると町長任期が終わるがとのご質問ですが、この工業団地の新規造成につきましては、私が町長に立候補いたしましたときの政治公約となっており、平成23年3月に策定いたしました千代田町第五次総合計画にも「新規雇用と安定財源確保のため、千代田工業団地周辺に新たな工業団地を造成し、産業基盤の集積に努める」と盛り込んでありますので、腰の具合がどこまで回復するか予測できないところではありますが、一時期から比べますと徐々によくなっていると実感しておりますので、残された任期中は実現に向け誠心誠意努力していきたいと考えております。また、その後につきましては、体の状態を見ながら、早期実現できるよう努力していきたいと考えております。

また、最悪の場合は、町の重要施策でありますので、職員に継続して取り組むようお願いしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（福田正司君） 細田議員。

○9番（細田芳雄君） 誘致に対して、これは9月議会のときは10社以内ぐらいしか誘致活動は行っていなかったというふうに私は答弁を記憶しておりますけれども、今回は9月議会以降に、今現在90社ぐらいやっているということで、10社から90社になったのだから、ああ今度は町長も幾らか本気出しているのかな、職員も本気出しているのかなというような回答の中で受けました。その中で、活動そのものはうんと広げてやっているというのは感じますけれども、地元説明会については半年に1回ぐらいと言っておりますけれども、半年に1回の説明会で地権者たちはきっと納得いかないのではないかなと、もうちょっと早くその辺の検討できないかということをお聞きしたいと思います。

また、もし2年先で自分が携われなくなったときは職員に全力を尽くしてもらってやっていただきたいというような答弁でございましたけれども、少し先ですけれども、体調がよくなれば継続してまた町長をやって、これはどうしても私の、町長になる前からの希望だったと思いますので、体調さえよくなればもう一度挑戦してみるというような、それは町長に挑戦ということです、3期目の町長に挑戦してみるというような考えはございませんか。

2つお願いします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） 1点目につきましては、担当課長より説明させます。

2点目は、次期町長選につきましては、残りの任期を全うしていく中で、身体の状態を見ながら、後援会等と十分協議し決定したいというふうに考えております。

○議長（福田正司君） 石橋建設水道課長。

○建設水道課長（石橋俊昭君） ご質問にお答えさせていただきます。

説明会の件でございますが、9月に地元説明会を開催したときに、そういった説明会のほうのお話を要望なり受けました。その中で最終的に説明会の中でご回答させてもらって、それがおおむね半年に1回は開催させていただくということで、あとは何も動きがないときに開かれてもこれは困るという意見もありましたので、半年に1回は開催させていただいて、それで何らかの動きがあったときは随時開催させていただきたいということで、地権者様、耕作者様のほうもそのようなことでご納得いただけた説明会であったというふうに認識しておりますので、そのように取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（福田正司君） 細田議員。

○9番（細田芳雄君） ただいま建設水道課長のほうから答弁で、地元の説明会はあの場所で半年ぐ

らいというふうに答えたので、半年に1度ぐらい開催したいと。また、何も動きがない中で説明会を開いても、むしろそれは困るというような意見もあったということですが、皆さんは細かい状況を、細かいというのは期間について、情報を得たいと思っている人は多いのだと思います。というのも、今農業をやりながら、これは何の仕事でもそうでしょうけれども、農業の機械を買い換えたいというような思いを持っている人が多いわけですが、その中で工業団地が来るのと来ないのでは大違いで計画を変更するというような、機械の大きさを変更するということも考えながら農家の人はやっているの、その辺をよく把握していただきまして検討していただきたいと思います。

ただいまで1問目の質問を終わります。

○議長（福田正司君） 以上で1問目の質問を終わります。

続いて、2問目の質問を許可いたします。

9番、細田議員。

○9番（細田芳雄君） 続きまして、2問目の質問を行います。

2問目の質問は、ジョイフル本田の西側の商業地の造成が本格的に始まりましたけれども、この認可決定が24年12月になされたそうです。それから、25年の7月に県の企業局と協定書を交わして、測量設計、造成について県の企業局のほうへ委託したそうですが、造成が始まったのはこの26年11月からですから、今回の造成、これは全部で費用が2億3,000万と聞いておりますが、これは千代田町将来のために町の財産にもなることですから、この2億3,000万が直ちに高過ぎるとかと私は申すことでこれを質問するわけではありません。将来のために投資として考えれば、町の当初予算からすれば5%にも達していない金額だと思いますので、これは投資でいいと思います。

ですけれども、先ほどの工業団地も同じですけれども、誘致活動、これは25年7月には県の企業局に協定書を交わしても造成をやるというふうに決めているわけですから、この時点では誘致活動が始められると思います、本格的に。先ほどの新規工業団地のほうは、これは計画段階で、余り動いてしまって企業が早く来るといって、できないのに動き過ぎてしまったということも万が一考えられるでしょうけれども、これはもう商業地として決定したわけですから、どんなような、新規工業団地とは違った方法でも即企業が決められるわけですから、活動としては違うような活動をしているのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

ふれあいタウンちよだ商業用地、ジョイフル本田西側の約8ヘクタールにつきましては、用途変更手続について、平成22年7月から打ち合わせ協議を開始し、平成24年12月7日付で決定告示となりました。その後、平成25年7月に企業局と協定書を締結し、測量調査、設計、造成工事を委託いたしました。予算については、西邑楽土地開発公社の平成25年度及び平成26年度の当初予算でそれぞれ計上させていただきます、議員の皆様へ10月にお知らせさせていただきましたとおり、おかげさまで造成工事

の発注や着工の運びとなりました。造成工事については、敷地内の整地工をはじめ、外周道路の交差点改良、拡幅並びに新設、農業用水路つけかえ、調整池、水道工事等を実施し、平成27年8月末の完成予定になっております。

企業誘致につきましては、平成25年度よりこれまで90社様に対し商業用地の案内をさせていただいております。今のところ確定はしておりませんが、ジョイフル本田さんに出店いただいておりますことから、以前とは様相も一変し、興味を持ってご検討いただいている企業様もございます。希望としては、分譲予定面積の約6.3ヘクタールを一括で買い取っていただける企業様で、ジョイフル本田さんとよりよい相乗効果が期待され、地元雇用などの地域の活性化に大きく寄与いただけるところを誘致できれば何よりと考えております。町民の皆様を初め、地域の皆様が喜んでいただける企業様をできるだけ早く誘致できるよう全力で取り組んでまいりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（福田正司君） 細田議員。

○9番（細田芳雄君） 今のお答えで、90社余り誘致活動をしているということですがけれども、今の町長さん、大谷町長さんは、ジョイフル本田というあんな立派な企業を誘致した町長です。そのときの時代とは周りが一変して、経済も随分変わっていると思います。そのときのことを思って、どんな程度ジョイフルを誘致したときは、俺は誘致するために動いたのだろうと、誘致した本人だからよく知っていると思いますけれども、そういう貴重な経験を持ってやれば、私は今度の造成するところもきっと誘致ができるのだと思います。

いろいろ資料いただきまして、町長さんが具合が悪いところ、先ほどもきっと具合が悪くて何分か遅れてしまったのかなとか、悪いのを責めるのではないから誤解しないように。これは町長さんが出席の過去のデータがあるのですけれども、これはどういう出席かは私はよく把握しておりません。庁舎へ来たのが出席なのか、会合に、幾つもあるのが、会合へ出たのが出席か、どういうのが出席かわからないけれども、きっと幾つもある中で、今年の6月はみんな議員さんが知っていて、全部休んでしまったのですよね。だから、それを責めるのではなくて、町長がジョイフルを誘致したときはどのぐらい活動して、あのときは毎日のようにどこかへ行ったとか、そういった中ですと、現在の体調ではちょっと誘致活動が、トップセールスするのは無理なのかな。書いた原稿ではなくて、俺は、この町長さんがいいところは、機敏に動き回って、収集に対する角度が、計画を実行するためにいろんな情報を集めるのが素早く、機敏に行けるというふうに、それがいいところだと思っております。そんな中で、ジョイフルを成功させたときと比べて今の状態は少し、「俺、体調が悪いから、副町長にほとんど任せているんだよな」とかと、そんな後悔している部分はあるのでしょうか。また、「いや、もう俺は体調は大分よくなってきたから、前と同じように元気よくトップセールスをするんだ」というふうにお考えでしょうか、お聞きします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

私は、町がよくなるようにということで要望活動というのは、腰が痛いような状態ではなかったときなので、いろいろなところをお願いに上がりました。利根川新橋も2カ月でやってくれるということになりました。これは石原信雄副官房長官がうちの親戚なので、その人に頼んでそこへ行ってくれと言ったらそれで決まってしまったわけなのですけれども、そういうことだの、それから総務庁の岡崎審議官という人も、私がお願いに行ったとき、4億何千万のお金が千代田へ届けられたわけです。あっちこっちいろんな代議士、群馬県の代議士のところに私は、交流していたので、そういう中でいろいろお願いすると何かやっていただけるといのがあったわけなのですけれども、民主党のときになったら、やっぱりそういうのは幾ら行ってもなかなか思うようにはなかったのですけれども、その後、腰が痛くなったり、いろいろなってきたり、東京へ行けるようなことができなくなりましたので、今できればどんどん行きたいのですけれども、電話かけたら、今こういう状態になっているのでとても話をできるような状態ではないということなので、選挙が終わって、腰が痛くない日もありますから、そういうときにまた要望して、千代田町が潤って町民の皆様が喜んでいただけるように頑張っていきたいなというふうに思っております。

自分がこんなふうな腰痛になるとは夢にも思っていなかったのですけれども、前の6月、5月から6月ですか、ずっと休ませていただきまして、ご迷惑をかけまして本当に申しわけなく思っております。今日ちょっと痛くなってしまったので、にこにこしたような顔ができないのですけれども、座薬を入れてきたので、幾らかよくなってきそうで。これからも頑張っていけますので、よろしく願いいたします。

○議長（福田正司君） 細田議員。

○9番（細田芳雄君） 町長さんの答弁で、何とか審議官から4億7,000万とか……

〔「4億3,000万」と言う人あり〕

○9番（細田芳雄君） 4億3,000万ですか。そういう過去もあるのですから、その当時はきっと一生懸命やって、また、誰でもそうですけれども、自分のどこかが痛いとか、調子が悪いとかというときは、物事を集中して考えることが難しいと思います。よそを訪問するというと、計画を立てて行くわけですから、きっと決めてしまったのだけれども調子が悪いから行きづらいなというときがあると思うのですけれども、そのときのために、手助けのために副町長がいるのだから、調子のいいときに自分の思いをよく言って、全部副町長に任せるのだからこんなようにやってくれというのを調子のいいときにみっちり副町長に言って、大谷町長が調子のいいときのように動けるような計画をつくってやっていただきたいと思います。その辺のもう一度答弁をお聞かせいただきたいと思います。

〔議長、異議あり〕と云う人あり〕

○議長（福田正司君） 何でしょうか。

○10番（黒澤兵司君） 今、細田議員が一般質問しているわけなのですが、質問事項、これから外れ

ているような発言ではないかなと私は思いますので、異議申し立てをしたわけです。どう考えるか伺いたいと思います、議長に。

○議長（福田正司君） 質問を続行してください。

答弁をお願いします。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 頑張ってやっていきたいと思います。

〔ただいまで私の質問はこれで終わります〕という人あり〕

○議長（福田正司君） 以上で、9番、細田議員の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

○次会日程の報告

○議長（福田正司君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

あす5日は午前9時から開会いたします。

○散会の宣告

○議長（福田正司君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前10時58分）

平成26年第4回千代田町議会定例会

議事日程（第2号）

平成26年12月5日（金）午前9時開議

- 日程第 1 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成26年度千代田町一般会計補正予算（第3号））
- 日程第 2 議案第42号 東毛広域市町村圏振興整備組合の解散について
- 日程第 3 議案第43号 東毛広域市町村圏振興整備組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 4 議案第44号 東毛広域市町村圏振興整備組合の解散に伴う事務の承継について
- 日程第 5 議案第45号 千代田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定
- 日程第 6 議案第46号 千代田町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定
- 日程第 7 議案第47号 千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第48号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第49号 千代田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第50号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第51号 千代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第52号 平成26年度千代田町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第53号 平成26年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第54号 平成26年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第55号 平成26年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第56号 平成26年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第57号 平成26年度千代田町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第58号 工事請負契約の締結について
- 日程第19 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（11名）

1番	野村智一君	2番	高橋祐二君
3番	坂部敏夫君	4番	襟川仁志君
6番	小林正明君	7番	柿沼英己君
8番	富岡芳男君	9番	細田芳雄君
10番	黒澤兵司君	11番	青木國生君
12番	福田正司君		

○欠席議員（1名）

5番 金子孝之君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
副町長	吉永勉君
教育長	中山隆二君
総務課長	川島賢君
財務課長	椎名信也君
住民福祉課長	森茂人君
環境保健課長	坂本道夫君
経済課長	野村真澄君
建設水道課長	石橋俊昭君
会計管理者兼 会計課長	加藤政一君
教育委員会 事務局長	高橋充幸君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宗川正樹
書記	小林さやか
書記	大谷英希

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(福田正司君) おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第4回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

○承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福田正司君) これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(福田正司君) 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長(大谷直之君) 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、11月21日に衆議院が解散となり、同日臨時閣議において、12月2日公示、12月14日投開票という選挙日程が正式に決定されたことに伴い、平成26年度千代田町一般会計予算に所要の補正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により、千代田町一般会計補正予算(第3号)について、11月21日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

補正金額は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ683万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ51億2,865万2,000円とするものであります。

主な内容であります。歳入では、選挙執行のための県委託金553万7,000円及び不足する財源の補填として財政調整基金繰入金130万円を追加いたします。

歳出では、選挙管理委員及び投開票立会人等の報酬並びに出務職員に係ります手当等の人件費を追加するほか、選挙人名簿に係る電算業務委託料など、選挙事務に要する経費を追加いたします。また、選挙用備品購入費では、投票作業の効率化を図るため、投票用紙自動交付機を購入するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(福田正司君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(福田正司君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、承認第6号は原案どおり承認されました。

○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第2、議案第42号 東毛広域市町村圏振興整備組合の解散についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第42号 東毛広域市町村圏振興整備組合の解散につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、東毛広域市町村圏振興整備組合を解散するに当たり、地方自治法第288条の規定により関係市町が協議の上定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

具体的な内容であります。当組合の事業が縮小し、林間学校の管理運営のみとなっている現状を踏まえ、業務の効率性の観点から、今後の組合の運営方法等について、理事会等において検討してまいりました。

その結果として、今後の林間学校に係る運営については、太田市が直営で行うこととし、あわせて一部事務組合を解散することとしたところでございます。

解散の期日は、平成27年3月31日とするものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第42号 東毛広域市町村圏振興整備組合の解散について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第3、議案第43号 東毛広域市町村圏振興整備組合の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第43号 東毛広域市町村圏振興整備組合の解散に伴う財産処分につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、組合解散に伴う財産処分について、地方自治法第289条の規定により、関係市町が協議の上定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

組合の解散に伴い、当組合に属する財産は、解散期日に全て太田市に帰属させるものであります。

主な財産といたしまして、建物、物品及び東毛林間学校管理基金となります。

詳細につきましては、別添組合財産に関する調書をご参照いただきたいと思います。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第43号 東毛広域市町村圏振興整備組合の解散に伴う財産処分について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第4、議案第44号 東毛広域市町村圏振興整備組合の解散に伴う事務の承継についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第44号 東毛広域市町村圏振興整備組合の解散に伴う事務の承継につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、組合の解散に伴い、事務の承継先について関係市町が協議の上定めることについて、組合規約第15条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

具体的な内容であります。組合に係る歳計現金、未払金、未収金、公文書類その他の権利義務は太田市が承継するとするものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第44号 東毛広域市町村圏振興整備組合の解散に伴う事務の承継について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第5、議案第45号 千代田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第45号 千代田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成25年6月に公布された、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、介護保険法が一部改正されたことに伴い、これまで介護保険法施行規則及び厚生労働省令において、全国一律で規定されていた指定介護予防支援等の事業に関する基準について、新たに、地域の実情に応じて町において条例として制定する必要性が生じたことから、上程させていただくものであります。

詳細につきましては住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） おはようございます。それでは、私のほうから、議案第45号 千代田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、詳細説明をさせていただきます。

初めに、この条例を制定するに至りました背景でございますが、国が進めております地方分権改革の一環として、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法が平成26年6月14日に公布されまして、介護保険法の一部改正が平成26年4月1日に施行されたものによります。この改正によりまして、介護保険法施行規則で定められた介護予防支援事業所の人員及び運営等に関する基準について、市町村の条例で定めることとされましたため、町において条例を制定するものでございます。

条例の施行日につきましては、平成26年4月1日から1年間を超えない期間内で経過措置が設けら

れておりますので、今回の提出となります。

なお、介護予防支援事業の内容でございますけれども、程度の軽い方であります要支援1または要支援2、これに伴う判定された方に対しまして、介護状態に移行すること、これを介護予防することが目的の介護予防ケアマネジメント、これを行うもので、本町では指定介護予防支援事業所である千代田町地域包括支援センター、これが関係機関と連携しながら事業を現在実施しております状況でございます。

今般、条例で定めることとされた介護予防支援事業にかかわる申請者の法人格の有無にかかわる基準、従業員の員数、効果的な支援の方法に関する基準、事業の運営に関する基準につきましては、項目ごとに国の基準に従い、定めるものであります。従うべき基準、それと国の基準を参酌して定めるものである参酌すべき基準のいずれかの類型に分類されます。これを踏まえまして、町の実情に応じた内容を定めることとしております。

それでは、条例の主な内容につきましてご説明いたします。第1章は、原則として第1条から第4条まで、本条例の趣旨、定義、基本方針を定めております。このうち第4条におきましては、指定介護予防支援の指定を受けることができる者を定めておりますが、申請者の法人格の有無に関する基準について、国の基準の内容は、「申請者は法人であるものとする」とされ、また基準の類型は「従うべき基準」でございますので、条例におきましても国の基準どおり「法人」とします。また、町の独自の基準といたしまして、申請保護時については、千代田町暴力団排除条例の規定に基づきまして、暴力団経営支配法人等を排除することを規定しております。

次に、第2章は人員に関する基準を定めるもので、第5条及び第6条におきまして従業員の員数及び管理者の配置基準を定めております。

次に、第3章は運営に関する基準を定めるもので、第7条から第31条にわたりまして、指定介護予防支援の提供開始から利用料の受領に至るまでの手続等について定めております。

このうち第31条第2項に規定する記録の整備にかかわる保存期間については、国の基準内容は2年間とされておりますが、基準の類型は「参酌すべき基準」とされておりますので、町では独自の基準といたしまして、記録の保存期間を2年間から5年間に変更しております。この理由でございますが、事業者がもし不適切な介護報酬を受け取ったことが明らかになりました場合に、町はその介護報酬の返還請求をすることになります。この場合におきまして、返還請求の時効は地方自治法によりまして、事業者が介護報酬を受け取ってから5年間ございます。サービス提供に係る記録の保存が国の基準とおり2年ということになりますと、介護報酬の返還請求をするに当たりまして必要な記録が残っていない場合がございますので、このため介護報酬の返還請求において必要な記録の保存期間を5年間に延長させていただくものでございます。

なお、平成24年の第1次地方分権一括法により、町の地域密着型サービス基準条例を制定しましたときに、国の基準となる町の独自基準として記録の保存を2年から5年に延長して制定しております。

今回も同様に、基準を5年間とさせていただくものでございます。

次に、第4章は、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるもので、第32条では指定介護予防支援の基本取り扱い方針、第33条では具体的取り扱い方針、第34条では介護予防支援の提供に当たって留意点を定めております。

次に、第5章は、基準該当介護予防支援に関する基準を定めております。

最後に、附則において、この条例は、平成27年4月1日から施行するものとしています。

以上で、簡単ではございますが、本案の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第45号 千代田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第6、議案第46号 千代田町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第46号 千代田町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成25年6月に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、介護保険法が一部改正されたことに伴い、これまで介護保険法施行規則において全国一律に規定されていた地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準について、新たに町において条例として制定する必要性が生じたことから上程させていただくものであります。

詳細につきましては住民福祉課長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、私のほうから、議案第46号 千代田町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、詳細説明をさせていただきます。

初めに、この条例を制定するに至った背景でございますが、先ほど町長のほうからご説明がありましたとおり、国の第3次一括法の公布によりまして、介護保険法の一部改正が平成26年4月1日に施行されたことに伴いまして、今まで介護保険法施行規則で定めていた地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な人員及び運営に関する基準につきまして、町の条例で定めることとされましたために、本町におきましても条例を制定するものでございます。

条例の制定時期につきましても同様に、平成26年4月1日から1年間を超えない期間内で経過措置がとられておるものでございます。

また、条例で定めることとした地域包括支援センターに係る包括的事業を実施するために必要なものに関する基準、これにつきましても同様に、項目ごとに国の基準に従い定めるものである「従うべき基準」と国の基準を参酌して定めるものである「参酌すべき基準」、このいずれかの類型に分類され、これを踏まえまして町の実情に応じた内容を定めることとされております。

町では、町全域を1圏域といたしまして、1カ所の地域包括支援センターを設置しまして、平成18年度より運営しておりますが、国の基準に従いまして運営を現在しておるところでございますが、特に支障もなく業務が遂行されております。今回の条例につきましても、国の基準を踏襲した内容としてございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明いたします。第1条では条例の趣旨、第2条では定義を定めております。

第3条では、基本方針として、地域包括支援センターは、包括的支援事業を実施することにより、被保険者がその状況に応じて必要なサービスが利用できるように支援し、可能な限り住みなれた地域で自立した生活を営むことができるようにしなければならないことを定めてございます。

第4条では、職員の員数を定めておりますが、これにつきましては「従うべき基準」となっていることから、国の基準に従い、次のとおりとしています。

まず、第1項では、センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上

6,000人未満ごとに、第1号から第3号までに掲げる者、具体的には保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員またはこれに準ずる者を1人ずつ配置することと定めております。

また、第2項では、当該基準に従う比例原則を採用し、被保険者数が6,000人を超える区域においては、別表の条例の最後にありますが、規定に従い、おおむね1,000人ごとに、第1項第1号から第3号までに掲げる者のうち1人または2人を配置することを定めております。

第5条では、職員の員数の例外規定としまして、第1号被保険者数がおおむね3,000人未満の場合あるいは地理的状况等を勘案して特定の圏域に1カ所のセンターを設置する必要があると地域包括支援センター運営協議会が認められた場合は、別表の規定に従い、おおむね1,000人ごとに第4条第1項第1号から第3号までに掲げる者のうち1人または2人を配置すると定めております。

なお、附則において、この条例は、平成27年4月1日から施行するものとしております。

以上で本案の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第46号 千代田町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第7、議案第47号 千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第47号 千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現行条例において、委員が月または年の途中で就職や退職をした際の報酬の支払い方法の規定が存在しないことから、その取り扱いを追加するものでございます。

具体的には、お手元に配付しました資料、新旧対照表の左側の改正案、第5条第2項及び第3項となりますが、月額報酬の委員が月の途中で就職や退職をした場合には日割り計算を行うこと、年額報酬の委員が年の途中で就職や退職をした場合には月割り計算を行うことを規定するものでございます。

その他、支払いの詳細について定めるとともに、文言の修正を行う内容となっております。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第47号 千代田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第47号は原案どおり可決されました。

○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第8、議案第48号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第48号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成26年8月に人事院より勧告された国家公務員の給与改定が、国において施行されることに鑑み、本町においてもこれに準じた措置を行うため、千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

また、千代田町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び千代田町町長及び副町長の諸給与条例並びに千代田町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例についても、期末手当の支給率が職員の給与条例に準じているため、支給率の改定を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 川島総務課長。

○総務課長（川島 賢君） 議案第48号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

平成26年の人事院勧告によりまして、民間給与との格差是正のため、給与の引き上げ勧告がされたことを受けまして、本年11月に国会で法律が改正され、国家公務員の月例給、通勤手当、勤勉手当等の引き上げが行われることになりました。本町では、これまでも国、県の改正に倣いまして給与改定を実施してきたことを踏まえまして、今回所要の改正を行うこととしたものでございます。

具体的な改正点につきましては、お手元に配付させていただきました資料、新旧対照表によりご説明をさせていただきたいと思っております。

資料1 ページの千代田町職員の給与に関する条例の第9条第2項第2号において通勤手当の額を定めておりますが、2 ページ中段までの左側の欄にありますとおり、通勤距離の区分により、100円から7,100円までの引き上げを行うものであります。

また、第18条第2項では勤勉手当の支給率を規定しておりますが、第1号では一般職員の支給率を0.675月から0.825月へ、特定幹部職員、これは具体的には課長職が該当いたしますが、0.875月から1.025月へ支給率を引き上げ、本年度の支給月数を1.5月、特定幹部職員は1.9月とするものでございます。

第2号では、同様に再任用職員の支給率を改正いたします。現在町には該当する職員はおりませんが、今後は雇用と年金の接続の観点から再任用職員の活用が想定されるため、あわせて改正を行うものでございます。

資料3 ページに参りまして、附則第8条では特定幹部職員の勤勉手当減額規定を改正するものでございます。55歳を超える特定幹部職員は、給料や期末・勤勉手当などをマイナスする特例措置が行われておりますが、先ほどご説明をいたしました勤勉手当の引き上げに伴い、減じる額を算定するための率を改正するものでございます。

資料4 ページをお願いいたします。4 ページから9 ページまでは、町職員の給料表を改定するものでございます。改正額の給料表につきましては、平均0.3%引き上げを行った国家公務員の給料表に

準拠しております。

10ページをお願いいたします。第2条では、平成18年に実施しました職員給与条例の一部改正の附則第7条を改めるものでございます。この改正附則第7条の規定によりまして、平成18年度に実施しました給与構造改革による給料の切りかえに伴い、現状の給料額が、切りかえ前、これは平成18年3月31日になりますが、この金額を下回っている場合に、切りかえ前の給料を支給する現給保障額の支給が定められておりますが、該当する職員が本年度末をもって存在しなくなるため、期限を平成27年3月31日までの間と規定するとともに、第1条でご説明いたしました特定幹部職員の給与減額措置の表現を、国の表現と同様になるよう、文言を改めるものでございます。

11ページの千代田町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、12ページの千代田町町長及び副町長の諸給与条例、13ページの千代田町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正につきましては、期末手当の総支給月数が職員の期末・勤勉手当の総支給月数と同様となっていることから、平成26年12月期に支給する期末手当を2.05月から2.2月に改正し、職員と同様に0.15月分を引き上げるものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からとしておりますが、第1条中の通勤手当と給料表の改正については平成26年4月1日からの適用、また第1条中の職員勤勉手当、第3条の議員期末手当、第4条の町長、副町長の期末手当、第5条の教育長の期末手当の改正につきましては、平成26年12月1日から適用するものでございます。

なお、議案の最終ページとなりますが、改正附則第3条では、遡及適用により生じた差額について支給ができるよう、給与等の内払規定を定めております。

以上、詳細説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、高橋議員。

[2番（高橋祐二君）登壇]

○2番（高橋祐二君） 2番、高橋です。ちょっとお聞きします。

昨年6月の定例会において、東日本大震災の復興資源確保のため、職員の給料がすぐ削減されました。その中で、町三役、特別職の町長、副町長、教育長の給料が下がらないというのが、近隣の町と話し合いをした結果、下げないということで、昨年いっぱい、結果的には次年度から下げたわけですが、今回上げるということについて、すんなり三役のを上げてしまうわけですか。町長にお聞きします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） すんなり上げるというふうなお話ですけども、これはそれに沿った形でやっていくというふうには私は思っております。

○議長（福田正司君） 高橋議員。

○2番（高橋祐二君） それですと、民間の企業を例にとると、そういう期末手当の今の0.15カ月アップなどという、会社の、企業の業績によったり、社員の勤務状態、勤勉状態によって査定されて上がると思うのですが、前回というか9月に、去年の25年4月から今年の9月までの町長の出勤簿をちょっといただきまして、いろいろ査定というか精査させていただいたのですが、かなりの割合で欠席ということがこの中で見られます。そんな中で、一般企業からすれば、もう期末手当とかの部分も支給されるような内容ではないような状態になっていると思うのです。町で言うと、工業団地の先送りだとか商業地の、まだ企業が決まらないという、結果が出ていない状態で給料が上がるというのが、どうしても町民の人にすれば、全く納得がいけない状態というか……納得できないのではないかなというふうに思います。

もう一度町長にお伺いしたいのですが、この間9月の定例会でも、「腰が痛い、痛い」と言って、治り次第頑張るという状態というふうに聞いていますけれども、今回の定例議会でも、腰が痛くて……というのが見受けられます。もう一度、給与について、このまま上げる気があるのかどうか、もう一度町長にお聞きします。

○議長（福田正司君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） 私が町長に就任したときに、前の、3割カットというのがあったのです。それを私はずっと続けてきて、それを上げるということは今までにしていなかったわけです。群馬県でも、私のもらっている報酬というのは、ほかの人に、県のほうに聞いたのですけれども、本当にほかのところよりも安いあれでなっているということになっています。調べればわかると思うのですけれども。そういう中でやっているわけで、それを例えば、では3割をもとに戻してくれということで、お金のことでそういうことを言うのはいいことではないだろうということで、私はそのまま来ております。5町の首長の中でも、今度のこのことについて、いろいろ話し合いはしていないのですけれども、恐らくみんな同じようにやっていくというふうに私は思っております。

今回のことでそれを下げるって……そういうところは、今までの、私の具合が悪かったりして迷惑かけていることは本当なのですけれども、今前よりはよくなっているし、それからまだあと1年ちょっとありますので、その中で要望活動が、痛くないときは必ず出て行って、何とかまたいろいろな誘致を考えると、そういうことはこれからやっていかななくてはならないというふうに思っております。その点をご理解していただきたいと思います。

○議長（福田正司君） 高橋議員よろしいですか。

○2番（高橋祐二君） はい。

○議長（福田正司君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第48号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第48号は原案どおり可決されました。

○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第9、議案第49号 千代田町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第49号 千代田町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、千代田町税条例におきましても所要の改正を行うものであります。

この改正につきましては、国が一律に定めていた地方税の特例措置を、地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できる地域決定型地方税制特例措置、通称「わがまち特例」に基づき、対象となります固定資産税の償却資産について、課税標準の特例措置を規定するものであります。

詳細につきましては、財務課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 椎名財務課長。

○財務課長（椎名信也君） それでは、議案第49号 千代田町税条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が、平成26年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴いまして、千代田町税条例につきましても所要の改正を行うものでございます。

この改正は、先ほど町長が申されましたが、地域決定型地方税制特例措置、通称「わがまち特例」につきましてもの改正でございます。わがまち特例につきましては、国が地方公共団体に対して地方税

の特例措置の実施を求める場合であっても、法律の定める範囲内で地方自治体が特例措置の具体的内容を条例で定めることができる仕組みであります。平成26年度の改正では、課税標準の特例につきまして、固定資産税の償却資産関係5項目を追加する改正となっております。

お手元に議案第49号の資料といたしまして新旧対照表を配付させていただきましたので、この新旧対照表により説明させていただきます。表の右側が現行、左側が改正案となっておりますので、よろしく願いいたします。

千代田町税条例附則第10条の2関係でございます。現行の見出し、「(法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合)」になりますが、この第1項が改正案の第4項へ移行いたします。そして、新たに、公害防止用の施設設備に関しまして5項目を追加することになるものでございます。

左側改正案をご覧いただきたいと存じます。改正案では、最初に見出しのところ、「(法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合)」とあるのを、「(法附則第15条第2項第1号等)」に改めます。

次の条文、法附則第10条の2第1項になりますが、水質汚濁防止のための汚水または廃液の処理施設が対象となりまして、課税標準を3分の1の特例措置とするものでございます。

次の第2項では、大気汚染防止法に規定します指定物質の排出抑制施設が対象となりまして、2分の1の特例措置となります。

第3項になりますが、土壌汚染対策法の特定有害物質の排出抑制施設が対象となりまして、同じく2分の1の特例措置となるものでございます。

第4項では、現行より移行をさせていただきましたが、下水道法に規定する除外施設が対象となりまして、4分の3の特例であります。

第5項になりますが、水防法に規定された浸水想定区域内の浸水防止用設備が対象となりまして、3分の2の特例措置であります。

最後に、第6項では、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の規定する業務用ノンフロン製品が対象となりまして、4分の3の特例措置でございます。

各項目の特例措置割合につきましては、国で定めました参酌基準に沿った割合とさせていただきます。また、規定いたしました公害防止用の施設設備につきましては、現在本町では特例措置の適用事例はございません。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(福田正司君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(福田正司君) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第49号 千代田町税条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第49号は原案どおり可決されました。

○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第10、議案第50号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第50号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、児童福祉法の一部改正及び難病の患者に対する医療等に関する法律の成立に伴い、小児慢性特定疾病の児童の患者に対する医療費助成及び難病の患者に対する医療費助成が来年1月から法定化されます。これにより、千代田町福祉医療費の支給に関する条例におきましても改正の必要が生じたので、所要の措置を講じるものであります。

主な改正内容は、引用している法律の改正等による文言の一部変更となっております。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、私のほうから、議案第50号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

資料としまして配付させていただきました、千代田町福祉医療費の支給に関する条例新旧対照表に沿ってご説明申し上げます。

今回の条例の改正の理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）

の成立に伴いまして、小児慢性特定疾病の患児に対する医療費助成及び難病の患者に対する医療費助成が法定化されたことに伴って改めるものでございます。

それでは、条例の具体的な改正内容といたしまして、第7条第1項第3号中「小児慢性特定疾患治療研究事業の給付」を「小児慢性特定疾病医療費の支給」に改め、同項第7号中「群馬県特定疾患医療給付実施要綱（平成10年3月20日保予第560号）による医療の給付」を「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給」に改めるものでございます。したがって、引用する法律の改正及び県要綱に基づき給付を行っていたものを、新しい国の法律の成立によりまして、法律に基づく給付となりましたことから、本条例も内容を引用させてありますので、条例中の文言につきまして整備改めるものでございます。

なお、この変更は、平成27年1月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第50号 千代田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第50号は原案どおり可決されました。

○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第11、議案第51号 千代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第51号 千代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、健康保険法施行令等が一部改正され、出産育児一時金の支給基準が変更されますことに伴い、千代田町国民健康保険条例におきましても改正の必要が生じたので、所要の措置を講じるものであります。

主な改正内容は、産科医療補償制度の掛金が3万円から1万6,000円に引き下げられることとなったため、1万6,000円を基準とすることと総額を42万円に維持することから、出産育児一時金の支給額「39万円」を「40万4,000円」に改めるものであります。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、私のほうから、議案第51号 千代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

資料として配付させていただきました、千代田町国民健康保険条例新旧対照表に沿いましてご説明を申し上げます。

今回の条例につきまして、改正条例の内容ですが、町長が先ほど申し上げましたとおり、国民健康保険法施行令（大正15年勅令243号）等が一部改正されまして、産科医療補償制度における掛金の額の見直し及び出産育児一時金の総額を42万円に維持するとされましたことから、出産育児一時金の支給を改めるものでございます。

具体的な変更内容といたしまして、分娩に関して発生いたしました重度脳性麻痺児、その家族の経済的負担を補償することとしまして、産科医療補償制度がございしますが、この掛金が3万円から1.6万円に引き下げられることとなりましたために、1.6万円を基準とすることにつきまして、内容的に総額を42万円に維持しますことから、出産育児一時金の支給額39万円を40万4,000円に改めるものでございます。総額を42万円を維持するという方策でございます。

資料の2枚目をご覧くださいますと、現行、改正案とございますが、これを見ていただきまして、右側の産科医療補償制度の掛金の支給対象者、これが思ったより少なかったということで、費用的に不足があるという国の考えから、3万円だったものを1万6,000円に掛金を下げていくということが決まりました。これに伴いまして、そうなりますと出産育児一時金が39万円でございますから、それを42万円の総額を維持するという観点から、40万4,000円に上げまして、総額を42万円を維持するというものでございます。

なお、この変更は平成27年1月1日から施行するものでございまして、以上簡単ではございますけれども、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。
討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第51号 千代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。
よって、議案第51号は原案どおり可決されました。

○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第12、議案第52号 平成26年度千代田町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。
大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第52号 平成26年度千代田町一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,726万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ51億4,591万9,000円とするほか、地方債補正を追加するものであります。

補正の概要について申し上げます。まず、歳入では、総務費国庫補助金では、がんばる地域交付金を追加いたします。これは、アベノミクスによる景気回復の効果を全国に波及させるため、景気回復が波及していない市町村であっても地域活性化に取り組めるよう支援する交付金であります。

土木費国庫補助金では、都市計画費補助金を減額いたします。都市計画道路整備事業におきまして、地権者との交渉難航により減額するものであります。

次に、諸収入の貸付金元利収入、滞納繰り越し分になりますが、舞木土地区画整理組合等貸付金を追加補正いたします。

町債では、農林水産業債及び消防債において、有利な起債への組み替えを行うものであります。

歳出では、各款項目の職員手当等の人件費では、人事院勧告によります改定分を追加させていただきました。

その他総務費の庁舎管理事業では、役場受水槽等の改修工事を追加いたします。

基金積立金では、舞木土地地区画整理組合からの償還金分を公共施設建設基金に積み立てを行います。

民生費の障害者自立支援事業では、共同生活援助扶助費を追加いたします。

また、保育園管理運営費では、東西保育園において途中入所園児の増加が見込まれるため、人材派遣委託料や施設用備品購入費を追加いたします。

農林水産業費では、小規模農村整備事業費を追加いたします。

土木費では、歳入でも申し上げましたが、地権者との交渉難航によりまして、都市計画道路整備事業をやむなく大幅に減額いたします。

教育費の中学校費では、放送設備の改修事業を追加いたします。

詳細につきましては、財務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 椎名財務課長。

○財務課長（椎名信也君） 議案第52号 平成26年度千代田町一般会計補正予算（第4号）につきまして詳細説明を申し上げます。

最初に、補正予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算書の補正の第1条第1項におきまして、予算総額に追加する補正額を1,726万7,000円と定め、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億4,591万9,000円とするものであります。

第2項では、補正の款項の区分及び区分ごとの金額等を第1表、歳入歳出予算補正で定めることを規定しておりまして、2ページから4ページをご覧くださいと思います。

次に、地方債の補正では、第2条におきまして、地方債の追加は第2表、地方債補正で定めることを規定しております。

5ページをお願いいたします。第2表、地方債補正でございます。表にありますように、地域活性化事業債につきましては、補正予算説明でも申し上げますが、農林水産業債の小規模農村整備事業に充てる予定で限度額を1,950万円と定めております。また、次の緊急防災・減災事業債では、消防債の防災行政無線デジタル化整備事業に充当予定で、限度額を2,340万円とするもので、いずれも事業充当率や交付税措置が増加となり、有利な起債への組み替えを行うものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げますので、補正予算書の9ページ、10ページをお開きいただきたいと思います。なお、説明に当たっては、右側説明欄をもとにご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、歳入でございます。13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金のがんばる地域交付金を444万6,000円追加いたします。これは、昨年12月に閣議決定されました、景気の好循環

実現のための経済対策に位置づけられまして、アベノミクス効果の全国への波及が求められる中で、景気回復が波及していない、財政力の弱い市町村が行う地域活性化に向けた事業に対して、当該市町村の財政力等を勘案し交付されるもので、舞木地内の橋梁整備に充当する予定でございます。

4目土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金では、都市計画道路整備事業において、補助金の確定及び地権者のご事情により交渉難航となったため、本年度に予定しておりました事業の年度内完了が見込めないことから、都市計画費補助金2,585万円を減額するものであります。

下段にあります14款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金の農業委員会交付金では、農地台帳システム事業など農地中間管理機構関係の交付金であります。

次の11、12ページをお願いいたします。一番上にあります小規模農村整備事業費補助金では、事業費が増加したことによりまして追加をいたします。

13、14ページになります。19款諸収入、第3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入の2節滞納繰越分につきましては、舞木土地区画整理組合等貸付金分といたしまして2,200万円を追加いたします。

次のページをお願いいたします。20款町債、1項町債では、冒頭の地方債補正で申し上げましたが、有利なものに組み替えを行うもので、2目農林水産業債では小規模農村整備事業に充てるため、公共事業等債から地域活性化事業債に組み替え、事業費の増加もあり、追加するものであります。

3目土木債の公共事業等債では、都市計画整備事業の縮小によりまして減額をいたします。

次の4目消防債では、防災対策事業債から緊急防災・減災事業債に同額を組み替えを行います。

次のページをお願いいたします。続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。各款項目の職員人件費につきましては、人事院勧告によりまして改定分をそれぞれ追加いたしました。

最下段の2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費の庁舎管理事業になりますが、役場庁舎水道受水槽などの改修工事400万円を追加いたします。

次のページ、19ページ、20ページの基金積立金では、公共施設建設基金に舞木土地区画整理組合からの過年度償還金分など2,205万5,000円を積み立ていたします。

飛びまして、23、24ページをお願いいたします。下段になります。3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費の障害者自立支援事業では、利用者の増加が見込まれることから、共同生活援助扶助費を507万5,000円追加いたします。

25、26ページをお願いいたします。3目の高齢者福祉費の一般経費、雑工事費では、下中森地区の老人広場の土地返還に伴います工事費を追加いたしました。

27、28ページをお願いいたします。2項児童福祉費、4目児童福祉施設費でございますが、東西保育園におきまして、途中入所園児の増加が見込まれることから、派遣保育士に係ります人材派遣委託料などを追加いたします。

29、30ページの下段、4款衛生費、2項清掃費、1目塵芥処理費では、太田市外三町広域清掃組合負担金194万8,000円を減額いたします。これは、新しいごみ焼却施設建設事業に係ります事務費など

が減額となったものでございます。

31、32ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費の小規模農村整備事業では、事業費の増加によりまして250万円を追加いたします。

33、34ページへお願いいたします。上段の2項林業費、1目林業総務費では、松くい虫被害木伐倒処理委託料を100万円追加いたします。

次のページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費では、町道25号線サントリー北側の街路樹高木剪定手数料を追加いたします。

その下になりますが、3目道路新設改良費では、都市計画道路整備事業を4,228万5,000円と大幅に減額をいたします。これは、歳入でも申し上げましたが、補助金額の確定及び地権者の事情によりまして交渉が難航しているため、年度内完了が見込めないことから、公有財産購入費及び物件補償費を減額するものであります。

次に、7目橋梁新設改良費でございますが、歳入で申し上げましたが、がんばる地域交付金を舞木地内の橋梁新設改良整備事業に充てますので、財源補正をするものであります。

めくっていただきまして、37、38ページをお願いいたします。中段の4項都市計画費の5目東部住宅団地建設費では、除草委託料から工事請負費に組み替えを行い、減額をするものでございます。

39、40ページをお願いいたします。上段になります。9款消防費、1項消防費、4目災害対策費の災害対策事業では、落雷によりまして防災行政無線子局が故障したため、機器設置工事費などを追加いたします。

下段の10款教育費、1項教育総務費、4目教育研究所費の教育研究奨励事業では、学習支援指導助手の賃金など130万6,000円を追加いたします。

次のページをお願いいたします。3項中学校費、1目学校管理費の学校管理運営事業でございますが、中学校の放送設備に係ります工事請負費など401万8,000円を追加いたします。

飛びまして、45ページ、46ページをお願いいたします。下段にあります6項保健体育費、5目運動場管理費では、東部運動公園噴水広場改修工事設計委託料といたしまして57万円を追加いたします。

47、48ページでございます。14款予備費でございますが、予備費を2万9,000円追加いたしまして、収支の均衡を図るものであります。

以上、詳細説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、柿沼議員。

[7番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） 一般会計補正予算40ページの、落雷があったということなのですからけれども、

避雷針ですか、こういうのがあれば地域住民も助かりますし、そういったことは検討なさっているのかどうか1点です。

あと、36ページなのですけれども、都市計画道路、交渉が難航しているということなのですけれども、どのぐらいまで交渉というか、難航するのか。また、ずっと難航した場合、どのような対策を考えているのかお聞きします。

○議長（福田正司君） 川島総務課長。

○総務課長（川島 賢君） 補正予算書40ページの災害対策事業、防災行政無線の機器設置工事費がありますが、これにつきましては先ほど説明しましたとおり、落雷によりまして防災行政無線の放送のための子局が被害を受けたということで、今回それを復旧するために工事費を追加するものであります。特に子局でありますので、避雷針とか、そういったものは考えておりませんが、大体東電の電柱等がある場合、そういったものの近辺に落雷といいますか、落ちるのだと思いますが、ここ最近雷のほうも大分少なくなっておりますし、町内に三十数力所子局がありますので、当面は避雷針等は考えておりません。

○議長（福田正司君） 石橋建設水道課長。

○建設水道課長（石橋俊昭君） それでは、都市計画道路の関係について回答させていただきます。

現在の交渉の難航の程度なのですが、今年度曳家で移転のほうを協力いただく予定でございました、お宅のその曳家先となる代替地のほうが、昨年度からその地権者様のほうの相続関係で、相続が終わらないことでなかなか、難航していたのですけれども、今回はその辺の相続のほうも済んだのもありますが、ちょっと土地のほうが今のところご了解いただけておりませんので、今回減額させてもらうものでございます。土地のほうについては、おおむねよい方向で交渉のほうはさせてもらっているの、何とかなるかなというような見通しは立っております。

それと、この先ずっと難航した場合ということなのですが、ずっと難航した場合というのは、最終的には法的にそういったこともできるのですが、いずれにしましても地元地権者様の関係もありますので、担当課としての考えは、粘り強く交渉させていただいて、納得した上でご協力をいただいきたいと今のところは考えております。

以上です。

○議長（福田正司君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） ほかに質疑ございますか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第52号 平成26年度千代田町一般会計補正予算（第4号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第52号は原案どおり可決されました。

ただいまから10時40分まで休憩をいたします。

休 憩 （午前10時28分）

再 開 （午前10時41分）

○議長（福田正司君） 休憩を閉じて再開をいたします。

○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第13、議案第53号 平成26年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第53号 平成26年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に1,851万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億5,073万3,000円とするものでございます。

補正の主な内容であります。歳入では、退職者医療交付金の増額が見込まれることから追加補正するとともに、職員人件費の増額に伴い、職員給与費繰入金を追加するものであります。

歳出では、1款総務費では職員人件費と国保情報データベースのシステム改修委託料を追加いたします。

2款保険給付費につきましては、一般被保険者高額療養費の増加が見込まれることから追加するものであります。

また、6款介護納付金では、概算交付見込み額が確定したことに伴い減額をいたしますが、8款保健事業費では、特定健康診査受診票・受診券に、個別健診の結果を反映するシステム改修委託料等を追加するものであります。

11款諸支出金では、一般被保険者保険税還付金及び前年度の特定健診・保健指導国庫負担金返還金を追加するものであります。

詳細につきましては住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、私のほうから、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、詳細説明をさせていただきます。

補正予算事項別明細書7、8ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳入でございますが、4款1項1目の療養給付費交付金につきましては、退職被保険者の医療分としまして社会保険診療報酬支払基金から交付をされているものでございます。増額が見込まれますため、1,827万1,000円を追加させていただきました。

また、9款1項1目の一般会計繰入金では、職員人件費の増額に伴いまして職員給与等繰入金を追加するものです。

次に、歳出でございますが、9ページ、10ページをお開きください。1款1項1目の一般管理費では、職員人件費と70歳以上被保険者にかかわる軽減特例措置の段階的廃止の法改正に伴いまして、国保情報データベースのシステム改修委託料を追加させていただきました。

また、2款2項1目の一般被保険者高額療養費では、給付実績の動向をもとに推計いたしまして、高額療養費の増加が見込まれることから1,685万8,000円を増額するものでございます。

6款1項1目の介護納付金につきましては、介護保険事業への財源となるもので、社会保険審査報酬支払基金へ納付をいたします。平成26年度概算交付見込み額が確定したことに伴う減額をするものでございます。

11、12ページをお開き願いたいと思います。中ほどでございますが、8款1項1目の特定健康診査等事業費につきまして、特定健診の健康機会の拡大、利便性を図るために、集団検診のほか個別検診を平成25年より開始しておりますが、その前年におきます健診内容を受診票や受診券にその内容を反映させます。そういうことを行うためにシステム改修の委託料を追加するものでございます。

11款1項1目の一般被保険者保険税還付金では、被保険者の資格異動等が生じた場合の過年度保険税の還付金となるものでございますが、支出見込み額増加のため50万円を追加するものです。

また、3目の一般被保険者償還金では、平成25年国民健康保険特定健診保健指導負担金が確定したことによりまして、精算金を16万8,000円追加させていただきました。

以上、簡単ではございますが、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第53号 平成26年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第53号は原案どおり可決されました。

○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第14、議案第54号 平成26年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第54号 平成26年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に49万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億373万円とするものでございます。

補正の主な内容であります。歳入では、保険基盤安定繰入金及び後期高齢者広域連合市町村負担金の精算返還金を雑入に追加し、繰越金を減額するものであります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金及び一般会計繰出金を追加し、予備費を減額するものであります。

詳細につきましては住民福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、私のほうから、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、詳細説明をさせていただきます。

補正予算事項別明細書7、8ページをお開きください。まず、歳入でございますが、2款1項2目

の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者に係ります保険料軽減相当額を基準といたしまして、一般会計から後期会計へ繰り入れることが定められているものでございます。広域連合より今年度の決定額が示されたことによりまして、58万1,000円を追加させていただきました。

次に、3款1項1目の繰越金につきましては、平成25年度の繰越金の確定により減額するものです。

次に、4款2項1目の雑入ですが、平成25年度後期高齢者広域連合市町村負担金の精算返還金としまして、13万3,000円を追加するものです。

次に、歳出でございますが、9ページ、10ページをお開きください。2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金では、歳入2款と対になります。今年度の保険基盤安定繰入額が決定いたしましたことによる追加でございます。

次に、3款2項1目の他会計繰出金ですが、歳入4款で受け入れました後期高齢者広域連合市町村負担金の精算返還金を一般会計へ繰り出すものです。

次に、4款1項1目の予備費でございますが、収支の均衡を図るために減額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第54号 平成26年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第54号は原案どおり可決されました。

○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第15、議案第55号 平成26年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第55号 平成26年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に53万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億9,026万円とするものでございます。

補正の主な内容であります。歳入では国庫支出金及び繰入金を追加し、県支出金を減額するものであります。

次に、歳出ですが、総務費では職員人件費のほか郵送料及び委託料を追加し、保険給付費では実績見込みに基づき、給付費をそれぞれ追加または減額するものであります。

地域支援事業費につきましては、職員人件費を追加するものであります。

詳細につきましては住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、私のほうから、千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、詳細説明をさせていただきます。

事項別明細書7ページ、8ページをご覧ください。まず、歳入でございますが、3款の国庫支出金では、1項1目の介護給付費負担金につきまして、歳出の保険給付費の見直しに伴い、国の負担割合に基づき35万円を追加するものです。

次に、5款の県支出金では、1項1目の介護給付費負担金につきまして、保険給付費の見直しに伴いまして、県の負担割合に基づき35万円減額するものです。

次に、7款の繰入金では、1項4目のその他一般会計繰入金につきまして、歳出において総務費及び地域支援事業費を追加することに伴い、職員給与費等の繰入金を40万4,000円、また事務費繰入金を13万2,000円それぞれ追加するものでございます。

続いて、歳出でございますが、9ページ、10ページをお開き願います。まず、1款の総務費では、1項1目の一般管理費におきまして、職員人件費を合計20万7,000円追加するほか、介護保険事業運営費では郵送料を1万3,000円追加させていただいております。

また、2項1目の賦課徴収費では、介護保険料賦課処理にかかわります電算業務の委託料を11万9,000円追加するものでございます。

11ページ、12ページをお開き願います。次に、2款の保険給付費では、各サービスの給付費の実績見込みに基づきまして補正を行うものでございまして、1項の介護サービス等諸費におきましては、1目の居宅介護サービス給付費及び5目の施設介護サービス給付費をそれぞれ減額し、3目の地域密着型介護サービス給付費を追加するものでございます。

また、2項の介護予防サービス等諸費におきましては、1目の介護予防サービス給付費、13、14ページをお開き願ひまして、7目の介護予防サービス計画給付費をそれぞれ追加するものでございます。

3款の地域支援事業費では、2項1目の包括的支援事業費におきまして職員人件費を合計19万7,000円追加するものでございます。

以上、簡単ではございますが、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第55号 平成26年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第55号は原案どおり可決されました。

○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第16、議案第56号 平成26年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第56号 平成26年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億9,150万4,000円とするものでございます。

補正の主な内容であります。歳入では一般会計繰入金13万1,000円を追加するものであります。

歳出につきましては、人事院勧告に基づき、本年4月1日にさかのぼって実施される給与改定によ

る13万1,000円が不足いたしますので、その分を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。
討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第56号 平成26年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。
よって、議案第56号は原案どおり可決されました。

○議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第17、議案第57号 平成26年度千代田町水道事業会計補正予算（第1号）
についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。
大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第57号 平成26年度千代田町水道事業会計補正予算（第1号）につつま
して、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、収益的支出及び資本的支出につつまして、それぞれ増額を行うものでございます。まず、
収益的支出は、既定の支出予定総額に403万5,000円を増額し、総額を2億7,029万5,000円とするもの
です。資本的支出は、既定の支出予定額に1,713万6,000円を増額し、総額を1億6,699万3,000円とす
るものであります。

補正内容につつましては、収益的支出においては実績による委託費・修繕費及び人件費の増額、ま
た資本的支出におきましては施工箇所変更に伴う建設改良費増額となります。

詳細につつましては建設水道課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいま
すようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 石橋建設水道課長。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 議案第57号 平成26年度千代田町水道事業会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。

7 ページの明細書をお願いいたします。初めに、収益的支出でございます。まず、1 項営業費用、1 目原水及び給配水費でございますが、委託料といたしまして、赤水発生に伴う管洗浄業務委託に対します増額となります。これは、赤水が発生した地区における対策で、水道本管内の鉄分、マンガンなどの付着物の洗浄作業を行うものでございます。

また、修繕費につきましては、第三浄水場、第五浄水場ろ過器修繕に関するもので、水道水浄化のためのろ過器材洗浄に必要なコンプレッサー、空気圧縮機の老朽化による更新に対する増額となります。

3 目総係費につきましては、給料、手当、法定福利費など人件費関係の実績による増額補正となります。

8 ページをお願いいたします。次に、資本的支出でございます。1 項建設改良費、2 目配水施設整備費でございますが、老朽管布設替工事に対する増額となります。内容といたしましては、今年度当初予定しておりました赤岩地区主要地方道熊谷館林線内の口径75ミリの老朽管の布設替にかえて、漏水が多発しております桧内地区、役場北側になりますが、口径200ミリの老朽管を緊急工事箇所として実施したため、工事実施箇所の変更に伴い、ほかの予定しておりました工区、上五箇地内と舞木地内を予定しておりますが、こちらの工事内容の不足分についての増額補正となります。

また、負担金につきましては、群馬東部水道広域化における平成27年度国庫補助事業開始に伴う老朽管布設替工事設計業務負担金の確定による減額となります。

3 目浄水施設整備費の委託料につきましては、浄水場内の施設改修に伴う設計業務に対しましての増額補正となります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第57号 平成26年度千代田町水道事業会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第57号は原案どおり可決されました。

○議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第18、議案第58号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第58号 工事請負契約の締結につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、下水道の管渠築造工事にかかわるもので、工事請負金額が5,000万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号並びに千代田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めらるるものであります。

詳細につきましては環境保健課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 坂本環境保健課長。

○環境保健課長（坂本道夫君） それでは、議案第58号 工事請負契約の締結につきまして詳細説明を申し上げます。

ご提案申し上げます工事につきましては、去る10月27日の入札審査会での業者選定及び承認を経て、11月17日に入札を実施したものでございます。

入札結果につきましては、お手元の議案書のとおり、契約金額は5,173万2,000円で、契約の相手先は新和建設株式会社であります。落札率は99.06%でございました。

なお、参考までに落札業者以外の指名業者を申し上げますと、荒井建設株式会社、小曾根建設株式会社、新和建設株式会社、株式会社徳川組、原工業株式会社、以上でございました。

また、工事内容でございますが、お手元に議案第58号の資料といたしましてA3版の位置図等をお配りいたしましたので、あわせてご覧いただきたいと思います。

まず、場所につきましては、赤岩の下宿東及び里東地内になります。

次に、工事の内容でございますが、耐震基準に基づき、本管工事といたしまして、管径200ミリの推進工法により実施いたします。推進延長は225.9メートルで、マンホールを途中4カ所に構築いたしますので、全体の路線延長は232.4メートルとなります。

なお、工期につきましては、議会議決の日から平成27年3月10日までの約3カ月間を予定しており

ます。期間中は、地域の皆様の安全に十分配慮しながら工事を進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番、高橋議員。

[2番（高橋祐二君）登壇]

○2番（高橋祐二君） 2番、高橋です。

先ほどの入札率99.06%とありましたが、設計額と予定額をもう一度教えていただきたいのですが。

○議長（福田正司君） 坂本環境保健課長。

○環境保健課長（坂本道夫君） 設計額につきましては5,222万8,800円、予定価格は5,222万3,400円でございます。

○議長（福田正司君） よろしいですか。

[[「はい」と言う人あり]

○議長（福田正司君） そのほか質問ございますか。

[[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） よろしいですか。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第58号 工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第58号は原案どおり可決されました。

○諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第19、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

書記に諮問書を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員であります吉永きよ子さんの任期が平成27年3月31日をもって満了することから、新たに赤岩にお住まいの塩田典子さんを法務大臣に対して人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

今回新たに推薦させていただく塩田典子さんにつきましては、埼玉県において教諭として勤務され、平成16年に退職された方です。退職後、町民生委員児童委員として、2期6年間にわたり町の住民福祉の向上にご尽力をいただいております。その豊かな経験と識見から、人権擁護委員の職務に最適な方であり、ご協力をいただけるものと期待しているものであります。

以上の理由から、塩田典子さんを人権擁護委員として推薦したいと存じますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案どおり適任者として町長が推薦することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、諮問第1号は原案どおり適任者として決定いたしました。

○次会日程の報告

○議長（福田正司君） これで本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから10日まで休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（福田正司君） ご異議なしと認めます。

よって、10日まで休会といたします。

なお、8日月曜日は総務文教常任委員会、9日火曜日は福祉産業常任委員会をそれぞれ全員協議会室において午前9時から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

○散会の宣告

○議長（福田正司君） 本日は以上をもって散会いたします。大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前11時18分）

平成26年第4回千代田町議会定例会

議事日程（第3号）

平成26年12月11日（木）午前9時開議

日程第 1 議員派遣の件

日程第 2 閉会中の継続調査の申し出

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	野村智一君	2番	高橋祐二君
3番	坂部敏夫君	4番	襟川仁志君
5番	金子孝之君	6番	小林正明君
7番	柿沼英己君	8番	富岡芳男君
9番	細田芳雄君	10番	黒澤兵司君
11番	青木國生君	12番	福田正司君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
副町長	吉永勉君
教育長	中山隆二君
総務課長	川島賢君
財務課長	椎名信也君
住民福祉課長	森茂人君
環境保健課長	坂本道夫君
経済課長	野村真澄君
建設水道課長	石橋俊昭君
会計管理者兼 会計課長	加藤政一君

教育委員会
教務局長

高橋充幸君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長

宗川正樹

書記

小林さやか

書記

大谷英希

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(福田正司君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第4回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

○議員派遣の件

○議長(福田正司君) これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付のとおり、1件の議員派遣を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(福田正司君) ご異議なしと認めます。

よって、1件の議員派遣を行うことに決定いたしました。

○閉会中の継続調査の申し出

○議長(福田正司君) 日程第2、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

今朝ほど配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(福田正司君) ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

以上で今定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

○町長挨拶

○議長(福田正司君) 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

大谷町長。

○町長(大谷直之君) 平成26年第4回議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る4日から本日まで、ご提案申し上げた全議案につきまして、終始熱心にご審議を賜り、いずれも原案どおり可決、承認されましたことに対し、心からお礼を申し上げ

ます。議員各位から本定例会にいただきましたご意見、ご提言につきましては、その内容を十分踏まえながら今後の町政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今年1年を振り返りますと、2月の大雪に始まり、広島での土砂災害や御嶽山の噴火あるいは長野県北部で先月発生した大きな地震など、自然災害に関するニュースの多い年であったと思います。

幸いにも本町におきましては、議員の皆様を初め住民の皆様のご理解とご支援、ご協力によりまして、今年1年無事行政を進めることができたと思っております。今後行政運営を進めていく中で、災害対策のほかにも人口減少や地方創生による地域の活性化など新たな行政課題も顕在化しております。また、定例会初日の一般質問でもありましたとおり、商業施設の誘致や新規工業団地の事業推進など重要な政策課題もございます。

更に、現在衆議院が解散となり、総選挙が行われております。今度の日曜日には投開票が行われますが、日本の将来を決める重要な選挙であります。アベノミクスが今後どのように進化していくか、地方のためにどのような効果があらわれるのかをしっかりと注目しながら見守ってまいりたいと思っております。

結びに、議員の皆様を初め住民の皆様へ、一日でも早く明るい、いいニュースが届けられるよう、今後も職員と一丸となって努力してまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

年末を迎え、皆様にとりましては何かとお忙しい時期かと存じますが、健やかに新年を迎えられますことをご祈念申し上げ、閉会に当たりましてのお礼の言葉とさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（福田正司君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る4日から本日までの8日間にわたり平成26年第4回千代田町議会定例会が開催されましたが、この間、議員各位には終始熱心にご審議賜り、諸議案も滞りなく議了いたしましたことに対し、心から御礼を申し上げます。

本年も残すところわずかとなり、この1年を振り返りますと、町内の明るい話題が数多くありました。中でも千代田中学校駅伝部を初めとするさまざまな種目、分野において、本町の子供たちがすばらしい活躍を見せてくれました。次代を担うこの子供たちの活躍は、町民にとってこの上ない喜びであり、今後の更なる飛躍を期待しています。

また、一方では、自然災害の脅威を改めて痛感させられた年でもありました。台風や地震、御嶽山の噴火など大きな災害が発生し、全国各地で甚大な被害に見舞われてしまいました。本町は、比較的

災害の少ない地域ではありますが、2月には大雪による被害が出るなど、決して油断できない状況にあります。町民の安全安心のために、町防災体制のなお一層の強化をお願いする次第であります。

また、本議会におきましては、今年で2回目となる議会報告会を開催し、議会の活動報告や皆様からのご意見を伺いました。町民にとってより身近な議会となるよう、引き続き議会改革に努めてまいりたいと思います。

町当局におかれましては、会期中、議員各位から寄せられた要望や意見等を尊重していただき、町行政の執行に十分反映されますようご検討をお願い申し上げます。

結びに、今定例会の運営に当たり、種々ご協力をいただきました町当局に対しまして心から感謝を申し上げますとともに、いよいよ厳しい寒さに向かい、皆様方には健康にご留意いただき、幸せ多き新年が迎えられるよう心からご祈念を申し上げまして、平成26年第4回千代田町議会定例会を閉会いたします。

長い間、大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前 9時07分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成27年 月 日

千代田町議会議長 福 田 正 司

①署名議員 高 橋 祐 二

②署名議員 坂 部 敏 夫